伊勢家照右之書　六

内閣文庫
番號　和　17242
冊數　7(6)
函號　154　215

内閣文庫
和書
類號　一七二四二
冊　七
架　一五四函　一四

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

座右書巻第六

目録

産引目并鳴弦
屋越引目
蟇縁引目
宿直引目
鳴弦
随兵
出陣帰陣祝
烏帽子鎧直垂
鉢巻

日本政府圖書
淺草文庫

甲冑
鐙上帯
頬貫
軍扇
太刀刀
床札
旗
幕
トキノ声
首取付様
軍陣雑事
切腹人

○一産引目并鳴弦、射御拾遺抜之産の引目の射様の事かへりの
たるきをこえて先二射ておくへし次射手のあそハ白ひきれをきるへし
引目うしハ産の間より射引目あるへし北に向て射へからす但其の
他方にて家をはなれ様に向て産所へきこゆる程に射るへし同
鳴弦も男の時ハ三九とうちならして三十六とうつ也女子の時ハ二七とう
ちならして二十一とうつへし口傳有之

一射御拾遺記云産の引目射る事ちハ前々も矢ハ白箆ニ産
の間にてうつへし引目ハ物射引目なんと墓目引目にて射る

一射手ハ白き直垂を着し烏帽子ハ白くりにして二帖を中に畳て
まて行かけて一を上ハ矢つかへて一を矢ハ矢おちにさして産所をはなれ様
さして二仕て男子なれハ三女子なれハ二射ておくへし但口傳也

一 又云産所のひきめの事、男子なれハ三度三度にてすへし、以上九
度、女子なれハ二ッ中のつるハ三度ニ以上七度なり
一 軍陣出陣之産所の時ハ引目一射、次ニ用夜ハ引目ホの事、弓ハ如
常ニ弓わたくへし、同前と心得へし
一 又云矢ハ白箆ニ鷹の羽をはきて、本ハ白くぬりて、矢をそ
くへし、かふらハ木ニて作、但朴の木のなり也、桐の木にて作
巻々又ハ大なるからの木ニてもくへし、かふらハ大なるからの
ものにてもくへし、かふらとハ二ッ持へし、二ッハ用意の矢也、二ッの内二ッを
ハ本白の羽を可参、一ハ内白の羽を可有、射る時ハ本白の矢にて
可仕也、引目ハ如射引目来るへきにあるへし、ひきめまいるへくハ
一 又云射手の出立ハ白き小袖ニ白袴にて、ホの烏帽子也、ひきめハ
例式のかふらの白みかきへし、右ハひきめの作りやうなり
一 又云射様の事、産所の家をたてて、畏て御式正のひさしと
向てひとり弓のうらふとくして、かふらをはなちて細紐を向ちて一射
之、但北のかたへハ射なりて、白羽のたかみのうしと南へ向て
人二人にて西方へむけて、とくとくとせてうしと射之、一ッ射てかふらを
入て、畏て射ける矢を取寄て、又そこにて立てかふらをぬきて一
射させてかふらを入て、畏て二射けるやうにかふらを取て又一ッ可
射、女子なれハ二ッの矢まてにて射まいらせ矢ハ内矢まて可射
たらひくハかふらを入て畏て矢取ハ矢をとるへし、さあらハ
これハ産所にひきめするにてあり、一ッてありてさて
可射之、是ハ秘伝也

一又云射手ハ清き者ニて可射手にてハ弓を引へからすと云々産
をせしめて弓を人し弓ハかつしとすへからす遠して産所の
引目よめるへし其引目射る時ハ弓返し弓ハからしあるへからす
一又云弓を取てハ高くあけ候て弓杖を杖ニつき
一又云矢取ハ前ニ左ニすへし前にて射手のうしろを通りて可立
一夜引目の事そのこ子の時ハ夜引目の数ハ三つ射て其間をおき
て二射て又かくるをおきて三可射三二三と以上八つとよふ夜
中あつさ三度可射し女子の時ハ二三二と以上七つよふ暁之
度七つ可射し但男子の時ハよひに三夜中に三暁二にて射し
女子の時よひに二夜中に二暁二以上七を一夜ニて射し是ハ略儀也
一又云めいけんの事男子の時ハ引目の数のとく三二三を以上八也

よひ夜中暁之度すへしよひにハ八つ鳴弦也女子の時ハよひ
暁之度也是も蟇引目の数のとく二三二以上七弦也よひ夜
つき三度七つ鳴弦をするし男女ともに鳴弦にてやうてまとさ
あるし度ことに鳴弦也但是ハ引目射ることく男子の時ハよ
ひに三夜中に二暁に二以上八也女子の時ハよひに二夜中に二暁
二以上七鳴弦をする也是ハ略儀也
一又云生るゝ子の湯あひつる時めいけんとて鳴弦をするもの也祝也
三二三十度弦也是も三度弦てかならすとおきて弦すへし度
ことに十度弦あるへしまたそのまゝ男女ともにハかさねて法事説
の時又ハ御祈祷の時鳴弦を付十度也
一国史記云産前の時ハ高くいたしてそて射る蟇目ハいつもの都合

たゝ十二さすゑのうしろをとをていゐる縁に束ねて結ふ

一 射手方の寄に治しらする事（中男時刻も弓法の説なり）又座敷にてするには出

すゝきなとにて治しらせよとする事　牧なと　つるしらするなり

つるをひてうをとめよおこなてすへしてする也（貞丈云…）

一 又云座敷の暮月射るゝ白らくれ折る屏にて引目は射るの引目

のうしろにある声の羽をとしてとくしるくわきて射るなれ共

をこう用意して男子の時は女子は三つ射ること白つけるとも

をうて射ることこうある時座敷をも渡すきて射るの昔に

きて射ること北へむきてゐ射るゝ事也（貞丈云…）

一 弓馬聞書云座敷にあまめの時ゝは弓を取まて弓を立て

ぬりてあたる矢にしたこは度白度に矢は白絶子寄の羽のすりれ

ましと白まて黄束を巻きするとも矢は本にて首羽の羽にて白

一 二つ目むきて一つあまりひきめは本にあるとも表の時は吹き長のうしろ

る所にをけまして白垂布にて上下は吹流しひきりてらのわれは

きいて細はらひきりて持程は倒式のことくひきめと脇よりくて

てすけきてと行持引目二つとは例の云す射手は于与于ら

くうせ於ことひきめ之様にてのは用らの為と同引目之度不射と

たれてみいはをとして引目を取よせてつけし射へきな方は東西丑寅辰

巳未申へ不射と射る為の方北西と座敷のすちと南にてまする

て可射と座敷引目射る時は西をとりて可射無一西を種

うしれ方と射る様子にてくきこと西へは白像不納はれて之は

弟とうるとの間又枚にせしをは二枚にて二枚まて可任宗茂

ハおし蟇目射る数ハまつ二つ射る男子ならハ今一ツ射る女子ならハ
二ツ射て置へきなりひきめ二つ射て男子か女子と尋ね男子ならハ
ハ又一ツ射候是ハ御産所時刻のきはしめなるへし 同前
一 又云産所にて夜ル蟇目射様の事 貞丈云是ハ産の時の蟇目也 男子の時ハ三ツ
射るへし三ツ二ツ二ツと射る也女子の時ハ二ツ二ツ二ツと射るへし
以上十二射る仕候男子女子ともに有る夜中蟇目と三度也ある所にて
射るへし有るは蟇目を二ツ射る時分のよし夜中ハ九つ時分也男子ハ有
三ツ夜中二ツ蟇目二ツ仕るへし女子ハ有目二ツ夜中三ツ蟇目二ツ仕るへて
ときめ弓のもちやうの事
一 又云産の時蟇目仕候ハ蟇目射候て後ハ又一ツ後出て可仕候
弓の弭にて蟇目の板を又ハ板敷の所をたゝく也の候 読

きものひくへきハひくへし射ハひくへし女へいへし男子にくへし
是ハ候事也数ハ定而ひくへし是ハ男子なれハ有まし
三ツ夜中二ツ蟇目二ツ仕候女子ならハ有目二ツ夜中二ツ蟇目二ツ
あるへくは時候の後に蟇目射る也にも定め同し装束也
一 又云ひきめ仕候者ハめし候ん仕候者ハ御産の日仕候者候て役
ひてなるへし 貞丈云此書に蟇目別事二ケ条あり古記文ハ小笠原播州家伝也自余の二ケ条ハ別にしるす事と聞へ候自分にうつし記ス天文之九年記ニ見えたり
一 上賀茂云産所の蟇目事射る人ハ縫の袖なし上ニきせ候より答よ
きまてハたよりの弓にて可出也ふとそきよりも上へハ右よりも弦
まての可用也弦ハ常の大弓ハ陽右弓ハ陰の心之用羽ハ扇也
きくる用也弓ハ陽也蟇目ハ陰なるへし 貞丈云蟇目の事ハすゝきの事ハ升にて素をよむへし
いとの名何ともいへ蟇目ハ二ツまて用之

一諸書当用抄云、産所の蟇目射様の事、生れ子の時射る也。男子（除く一）
なれハ二ツ射て名のりと同て男子なる事ハ又一ツ射也。以上三ツ也。夜ハ蟇
目といふ也。男子ならハ南向に東の方へ射也。之（なて）ニ射る也。女子の時ハ七ツ也
一又云、産所蟇目射る時、両の手に弓矢を持て、右の方を表とよく射なくてハ
ならぬ射る也。かけハ内外とつゝみて、ひきめハ様錬同前（白丈ハ六寸の様と射錬也蟇目也）
家の年の方に向て射て、其より五枝おりて西に向て射ることの也
一又云、産所蟇目射る時ハ何にても装束白き也。刀ハ白さや巻也（白丈ハ六白さや巻柄）
（白数令物白銀作の短刀なり）
一又云、汚産所の引目可射時ハ、射手の弓ハ白木の弓を用ゆ、白木
の弓またハ黒塗も良也。蟇目ハ木蟇目を用也。矢ハ黒うるしに塗、矢も
白箆に茶鳥の羽を作る也。二ツ持て可射。羽ハ色うはき也。但かハ

はぎ也。羽ハ白羽を巻也。矢の筈ハ常の蟇目より長く射る也
とおもしき也。生まれのする白ひきれる屏風をそばにつけハ孔式する
そのゆかけたるさしる屏風の方をすると、いれのひきし神の前
あそめてのる也。産所を枕にて可射也。但北の方へ向射る事也。東南
へ向て射る也。白かりの事を西方と東へよくよくあせて可射一ツ射て
肩を入てかしこまり、扨射る矢を頭とする也。又弓を手にてたて
肩とぬき射る也。又肩を入てかしこまり男女ともに同じ、箆二ツ
射てそこにまて男女と同じ。男子なれハ三ツ、女子なれハ二ツ射る也。（除く）以上
三ツ也。二ツ共に弓の間をさして、又二つ射る也。男子なれハ以上三ツも夜し
に肩を入てかしこまる也。是にて一人弓の足子つゝ射る也。射様ハ立ち
上げるてさし矢のかしこ、とちさせしかたるる也。弓の本をそる

しつらひ御装束とり弓立てにかゝる射手の者ともし引目ハ
すけかふるをとりて弓かくしせられ弓を横に射るとは
時として射る事に二帖し中をつかひて一事ハ三一事ハ矢おとらす
或ハかの口伝有之「若君横甲矢二ッ乙矢二ッ又甲矢二ッ姫君横
乙矢二ッ甲矢二ッ乙矢二ッ 貞丈云若君横と云ハ男子ハ産引目のゝ甲矢八筋也乙の矢乙矢ハ内向の
の引目済て從是の後ニ御方より引目射るを 産引目 よりて是を蟇目と云ふなり
一又云蟇目役の済テ引目ハ職にたれ其ハ御射は又此書事に任其例によ
るべし大方のハ略して如此なれども 貞丈云新波細川伊勢等之家には職に云射内向之もとより貸射職ニ殊ニ
たるを当職と云是を職 ゆるれ給はりたるとも
一又云蟇目の役ハ鳴弦の役あり産所又ハ主人遠例の時によるべし
用ゐられすると産所にて引目数のことく男女同前

一又云蟇目ハ男子ハ宵二夜中二暁三三三乙女子ハ宵二
夜中二暁二十もと蟇目して其のまゝ下へむけてへし也
向てハせぬなり
一蟇目竟異方云産所の引目のかり赤くぬり羽ハ鷹の羽也
引目一ッおもて一ッずて男女によりて射べきなり弓ハ握きかる
(ト是ハ産弓の記なるべし
一射手播磨記云産所の引目射ハ弓ハ黒ぬり塗矢すりかつる
羽ハ白く又赤塗りて握は 貞丈云赤漆ハ朱漆の事 矢ハ白竿に鷲の羽也
うすりかゝる所にてちきり矢ハ常の矢ニあるべし羽ハ五ッに一ッ
なきもくへし引目ハ於射引目白きぬりて又赤漆か黒ぬりにハ
晴衣を烏帽子にて白帷子を着し（スアフのことし）上下ハ晴衣をひとり

弓のたんしやうハあつさ弓引目替時ハ例式のことく引目とハ弦に

くハへてすけきるをかけてより引目二ッとハ例よ立て不用

し射申ハ弓をすゝめと前へおとしてうら筈を後のかたへかるく

のけて以つはやまゝ引不射し其あけに弓をくへしせゆゑに弓たかし

まハる引目之ッ替時ハ用るのをとめし同引目をこゝ不射しかハ

よろしくて引目をとりかへて不仕し射人きうハ東南西寅辰

巳未申への射し又射る方ハ北西之神と産所の方をもつくし

様にて不射なり

一 又云産所蟇目射る時あまた弦ハ一帳を掛子裏ゐまを射申し

みなへきとしあハなつりにせすへしあまた所にて弓之の間五枝

差せさらハ二枝之枝まても不仕但定法ハなし

一 又云引目射る数の事先二ッ不射男子生るゝハ今一ッつゝまい

るへし以上三ッ女子生るゝハ二ッまてにて不定し引目二度射て男子女

子と産する時ハ中にて不仕し先ハ此産所家のなるし御心得

と同也ん

一 又云産所にて蟇目射様の事男子の時ハ三二三と不仕し

以上八し女子の時ハ二射て二ッ射て二射へし二三二以上七し宵夜

晩二夜と云ふと不射し宵ハ晩に云時分夜半まて

の時し男子ハ宵より夜半まて二暁之引目と不仕し女子生るゝハ

宵二夜半之暁二不仕し之日に七日に掛弓のたのしみ上産

所の間に不射し宵之夜半より（メイケニヽ）之暁（ニッ暁）まて不仕し女子の時夜

半まて結る之仕よし何に之度不仕是をかハりんと云 矢之云式引目ハ是也

後よりの引目之上手(?)成ハ産婦の左右の方に
あるへし北向ならハ西向なるへしとなり

一 又云産所の射やうハ〈[illegible]〉のうち引目射させて後ニ仕ならの前へ箸を
取の枝又枝なる〈[illegible]〉を持て弦るく〈[illegible]〉仕まいし弦をとら
せて 或本云弦をとらせ候ハ弦を とらせてあとをとらせる也 それにひきうちすへし男子の時ハ弓すゑ
三ツ弦まうち之時ハ三に仕るへし其のち二度ツゝ仕るへし 或本云女の子ハ 一つさげて射る也

一 蟇目の書云 小笠原流と云 実證なし さんの引目のうち射捨て後に彼のうへ
とり貞[illegible]にて射つる引目ハ射捨ての方へ〈[illegible]〉の事に書て送るへし
貞丈云射捨て候と 書る也此書の書なり
〇女子の時ハ弓手に二ツ弦末に三ツ吹二ツ射るへし

一 又云矢扇子にて[illegible]を取まはしてからくすへし

一 又云あつけをさしてひきさして上つかひ引とほしてかへて
彼をきりくすへし 或本云彼をさして[illegible]もすかしをさしてかへりすへし

一 又云弓ハめち右に引目の篦口の節を持て右のかたに向てかへし
まるそ弦ハくしかの弦し挿をと常のかく納めて後立て
三足つてよりの常の持弓の弦浄して射弓杖を持く時ニ
引目弓まとりて左へ返し射させて弓杖をつきてけさを入わして
まるる射矢より引目を取て左手の方を右手と又取てかへ
て射ニ度射て男子射又矢取引目を取て右手射へよりて
てかへし[illegible]男子か女子かと尋て男子ならハ又さきて
射の上ニ度之女子ならハ二度の弓をさしてあつくへし

一 又云弓を射らへさなあつくうそりかめてたくへし

一 又云たつ〈[illegible]〉ハきろへりさん所によしさかれるところにてーつて
とハ[illegible]一てうとハ矢おちる所にてなりをたつれて二人してたつ

こゝをかくへきとて一ツ射ル夜引目の射ハ是にあれ

一 又云引目射るとて中みけと夜射仕方のまゝにて中けの中ニ
さはをよりしくつろけて一度ニ引ぬくへしぬきうちなれハも
ろしきまよろて中みけと常のとくハくつろけてぬきのく

一 又云射る時此文を可唱 天長地久寿命長遠息災延命同前
引目射るうつやの気れふるたちきみつの的とといふへかりける時ニ
と一首をゝ射る度ニよむへし家の文とも射るたひによるへし
次第なし 後ハわつらひとなるへからし　貞宗又云家ニ秘する事ハ呪文 歌なとを唱ふる事ハ叶ハ呪文也
ちかくと唱ふるりあらくうり行いしまきまたるとなりて
わしき事へし家の法書ニもの数をも用ゆへし

一 又云鳴弦の事 産家近き方ニ居て左のひさをたてゝ
右をつきて弓の末をうと左の手ニ弓を射る時のことくおきて

うてを出して右の手ニてさくりより一尺斗上よりま
てうくうくとひゆくへし上すへし男子の子ハ産ヲ三度出ヲ中ニ

一 喚之以上八之 女子の子ハ産する二夜中ニ之喚之二以上七之法

一 声の中む様ニもとよ手するある引ゆるし法おとつ手する時あらん
かりし色いてそつくと有へからし　貞宗又云とあるへき家ならひふるし　先ニ一度く
ようハりんの度ことに唱へし　其の首女付るへし　夜引目を
射て後引ぬらんハすへし弓をやくて其の方をおしよおれて
おきてくまいるそすへうしすのちられぬらんの時ともの
まつわへし

一 又云夜引目ハ二つまて一夜ニ射ル 先ニ男子ニ二夜中ニ二喚之以上九つ
七日の間可射 是ハ男子ニも女子ニも同数たるへし 是ハわらへを

射しこそ不錦緑にも家内にハ如常たるべし

一又云ぬけ手んの時ハ引目射付させん哥をひとききて同ハ蟇目へむかひてすべし

一又云七日の間ハ精進潔斎にて別火たるべし出生ハ武家ハ白木にてたれさし例式上下たるべし並引目の時ハうつほをもとくし出生よりまて可射たるまじく射手の間四枚又枚あるべしたとへハうしろと射るしきんの引目ハ時きたるものうしろを射るべし

一弓のこしらへ様引目のこき様何も有口伝

一又云夜引目射る時の歌ハみな引目に唱ゑる男子ならハ家をまもる古歌にて神のふとよりよりけるおもしろき引目射るこそとかよまむべし是ハ七日の間の事しく家の歌ハさんの引一度のうちあるべし 矢丈ニ寸と唱へ方ハ蟇目にて射べし

一又云並引目の時ハ引目之うえて射る方矢をとりハあるへかし斗すてんの引射る時ハ引目一つにて射る間矢をとりあるべし矢は出し指引目のかたをとりてまつのまとを出すべし

一 座鋪引目 軍陣聞書云むしくの引目の事引目を三つ折て

三ツ射之也一の矢ハ射目しくハ東面へ引目を向るへし二の矢へ

向て射し南方長寄事の射様射手ハ左の座敷の様を

よくよく見て射座鋪引目ハ一射引目たるへし射手ハ之の引

目を三つにて射よ一ツとゝへてつくに丸てし本を納て

椽の見くをとしてかへして袖を両て射引目の座敷ハ座

敷又ハつくへ座るして南長寄への椽を射ておくへし足ふみを

しけて射付家の方の足をあけて先をふみて後足をもちて上へふみ

下す足ハむしくの引目射付るを限とするなり是を秘説

と思て之時の足ふみやうハ
　まるへの如く引目の所あるへし

一 射手擬副記云座しくの引目射様むしくの引目とよべる事し上

かまへて蟇目のたゝみをハ三丈右の足よりつまさき出し弓ハたをりて引
目ハ例式也射引目赤漆なり射所魔縁の方ハ悪魔方の様様ニ可有
それより射る時ハむしめと横ニ矢を放ち後南をかまへて北より東へ
引目を射ならしめ引目仕ハたゝみハうちまの時弓弦を中ニ同事也
しと開て足を右よりふみ出して射ニ同事くとかまへて引目二ハとめ
ニ仕て至て此二ツの引目を夜射へきもの也すゝよするを弓返りせさるもた
の足のつまさきとそろへあけすへし然らハ右ニつけて扨矢をそ
おして引目の鳴りて東へ落つへく時足のつまさきを右へふみ開らけ
又射る所ハ前のことく足の先を宮へあけてきらハすの方と立け
て引鳴らして前へ落つへく事を以て八足の先を右へふみてあけ
せんくわかたまニ三度引目をこふらしく仕ハ引目南へ向てハたゝみそ一

又一ツ射てハすゝむる毎度足をたてて又端内ハ引目三声ほと可射し
引目初めニハ心中ニ叶ふようて魔をさけ給けハ南無八幡大菩
薩清ニハ氏の神御あまたへと念して扨二ツめの矢を
放すへし引目声ニ三ツ顕中ニ三ツ唱ニ三ツ仕へし以上九度射へし
度ことに南無八幡大菩薩と可唱三日ニ七日ニ可射し引目一筋ニ
九ツ入也し　矢ニ文字南無と云二字と大菩薩の三字をすてゝ八幡大神と唱へきなり八幡大神ハ忽ち称天の事也佛ニハなくてされハ南無大菩薩の字をすてたる也
深く去るへし

一　魔縁化生引目　軍陣聞書云魔縁化生の物あらはれて夜引
目抜穂の引目にて射る時ハわらひて出て之時ハ右の足より始て
出て三足踏て可射ハよろしく倒武の中より左時の足踏のよしある
中より出る也前後之中より左足ふみ弟子めくらし
へし秘伝也射人に伝ふる事あれ
一　又云狐狸なとか魔縁の物たらは射時ハ右の足を先へふみ出して
射也急成時ハ足ふみの隙なくはあけかへりして矢ハよりり矢を
て可射也鷹の羽山鳥の尾はきて出有る矢にて右の足をふみて
出して魔縁の物を射る也りくつすとえる也大事秘伝也
一　又云八幡魔障ならはけんする事三ヶ度也とや八弓のつる
を取て一度打て弓間をはなれて又一度打て又弓弭をあて一度以上
三度打也さしめ二度ハ語ようとをくへすして三度の時よりも

とちへ成ともゆかんする事ニ矢をは中ちかくして鹿縁の的を射
氣退治なとの時の的の儀也

一 鹿的抄書云内向(ウチムキ)ト甲矢ニ射事ハ自然鹿縁を立て射ル
なれとも様の的にむけてハ逆ニ的をかけてする事也口傳あるへかし
の時ハ左へ向て立ツ足左へむけてかへて射なし 喉の時ハ右へむけてかへて射へし
かへし時ハ右へむかふへし 云々

一 高忠聞書云鹿引目射ル時ハ前射引目を懸けまはして射也 笠
懸引目より前射引目ニあつる也 古人口傳ハしたるなり 近代ハ無沙汰
たゝし的あるへし

一 射手撰副記云鹿生ニあつる時ハ右足より踏出して其ゆんの
的の時ハ法ある事として引手すし 法をともにして山鳥の尾にて
たるより矢かつきあまりて射るゆへに左の足よりふみて
さて射手ハ鹿縁の的ハ引なりにしてよこに入る所也引足をす
すむ足有 大事口傳有り 秘事也

貞丈云 此矢ハ的の目ニ見ゆる時ハ或ハ せいけんし或ハ蟇目を射る也 的の形
目ニ見ゆる時ハよりて矢かけまはしかへりて射るとそ 又云左ハ右足より ふみ出る
と説にまかせて之を右足より云々 左ハ陽右ハ陰也 まへの的ハ陰ち
る故右足よりふみ出て陰ある事なり 左ハ右足より引くまはし
右足より引くまはしと云也 左ハ右足よりすへて左足に立て也 是口傳也

一宿直引目　射御拾遺抄云夜引目射事ニより射たるにてよ
の中ニ九度ニ射申さるもちゐしこ夜ひの條ニ引目ハ大射引目をも大
一軍陣日記云夜引目可射事宿直の時の夜引目用ゐの時
の夜引目ハ三ところを見て用ゐ上九ところ引目をニッ持て可射例式
のあしくしたりて引目を用て目つさとひらり弓の先より出して
ちかつきて神を用て二ッ射て間をかせて又ニ可射也是ハ
上九射也引目ハ大射引目たるへし引きあのちさき引目にて射たる
一三島先生御云夜引目射らるゝハ大射引目也あり付出申の前ニ立て
引目より大射引目ニあつらえ射人はちつきとおちさくいの
例多くあり
一宿直之宿直養同のくり又ニ射へし但し卯の時ハ不但し之候

一 わらうをまつてうらくと可射ため射川目にあて弓わるへしときには
万定もの事ちりなハ又川目に写す事

一 鳴弦 射御拾遺抄云弓の弦音のよく清ることよく（ならす）二ツ
二ツ鳴へし口傳あるへくこれハ尤もならし鳴と也ハ向て鳴るへくする事
○又同書云本所鳴弦の時本所引目の矢にてあり前にて記す
一 射御拾遺記云本所のかいりんハ本所引目の前にて記する事
一 又云軍の時まくの弦音乗一寸あるしあらましせをなしてきこと一寸まかる
きくと年とえんなし弦音とりかう記す
一 又云ますらんの弓の射の弦音の事 弦音として弦をよく（ならす）
大にならす秘事也口傳あるへし
一 軍陣の時なをなす弓弦音鳴る弦音として二色ある鳴る弦音とは
あまりすることし弦音して其を弦にまとかくることを鳴る弦音と
云也鳴して弦音をはなさせよ弦にまとへる射のときハ鳴る弦音

ところ又も当年法式ハ法式として来とらけすしてて候事ず
とよろし

一 又ハ用心の法式ハ四二三し先四手て少間を立て二三手く四二三宛
九し何度も九ツ手し法式の度とよ法ゟ来を掛し二手少あ
ひ候

一 又ハ懸の附の法式ハ三てし次ニ十度し先に二ツつけく来て
少間を置て手し懸てハ法式て毎度ニの内二八来ととく有之
三度めのハ来とと出るし十度目のとく来とと出るし懸とハ取
氣近後ろよの附の下る十度めの法式をハ初ゟ法式し

一 又ハ出て由よ法式をとすとも南の方ゟて東の方へきてゆきて
一ツ手へし人手とハ後し一手しらて法ゟ来とかくるし一手よ手納

るへし　（私ニ云出陣之時ハ出陣之前出陣の下条ニあり）

一 射手方門出法ニ千する事時として機（氣ニかへし）ニかゝる事のあり
あれて初縁ニする時ハ方ちかしくしとてあらし手し如手すへ用心ハ
先をうちなして先二ツ為して二ツ為し手し又寿所にて
ましハすミて寄く手へ弓弦（ツル）しらをするし枚弓二つるし手す
る也し法しをしてち移ニあてへくして十する

一 諸書當用抄云軍陣の法式一ツもへし

一 又云法式の後ハ咒法の後之寿所又ハ主人（病気之）違例の時もすへし
用心ニてもすへし

一随兵　鬮的等書云随兵乃事ハけんくハ鎧を申也　出家ゆうけ
ともハ事ハつかわるゝともハ時儀のよろしき事ハよく〳〵算して有へし　但随
兵の時ハ事ハつかわるゝ事也　事ハ随兵ハかさりたる事なれハ
事ハよりてきらくしく出立たる程之さる様に事ハつかわるゝ
事者天気の供奉の時出立天供奉前同随兵の時ハ鎧きて
事ハ甲をも被着まて候へきも猶未代まて有へし　随　貞主随兵と
又ハ将軍家社参又ハ佛寺参詣の時行粧を正くする時随兵供奉にて侍所の初所出立つる也　但ハ士皆甲冑を帯しけるを持御矢を負て可参也
一随兵日記云大将之後ニ出る射手の役をも云ひありて随身其手
へし　但四のくゝりを入へし　次鎧をも着へし　刀をさし　矢ハ太刀を佩してつるへし　上帯を
しめ脇中門より出て太刀をさき次ニ弓を又矢ニ切弓又大中
黒の羽の矢さるを持つへし　但役ハそのつとめにしたかうへし

次に白柳の鞭をもちて乗べし よつまに鞍をつけ同毛鞍
と乗るにつけ申し其外の鞭と矢のもとにすゝ遠にさすべし 但
鞭ハ弓より内の方におきて申にさすべし 次に重藤の弓を持べし 次に
よしの皮のつるあつきをそへべし 矢ハ文に云布の武具とよられしの歌に 但中つるはき八峯の歌にあり
一 又云ゆがけハ手さきの手への皮の白ゆがけをさすべし 但法の箙紙一段
口伝あり
一 又云甲ハ役人に持せ鍬形の打立にして白くはすの さすべし 二寸ま
わりのてしはなけをすべきなりてさきハちうかうとうけ白かね ふそくと
さして留べし
一 又云綺ての扇ハ二十持つ又其綺もさすべきなり 次に其て鐙を差
を差すべし 刈田のくゝりとつくべし 次に鐙を差して見しちかうとをし

き次に矢箙に鞭をさすべし 同字に重藤の弓を持べし 次に白ゆの皮
のつるなきを見しそへべし 同じく白への弓さき志ほしときてつ
がけをはくべし てつがけの志ゆし 口伝あるべし 但鐙ハ綺ての前
腰当をも差べし くゝりかへす 次に緒つけさてまたちうとをさ
して留べきなし
一 又云甲持役人 次に麦藤持役人 同法華の弓持役人 次に太刀
持役人 りつ付て黒きひきて 是も下のくゝりを入べし 次に胴丸
をきせ 刀ハてうの入て 文字てゝとをさすべし 其て赤の打志ほし
て白ゆちし 同志ほし ゆがけハ常式のを用べし 足ちかうをすてさすべし
矢文云家にて此ケ条にハ赤の打志ほしとあり打志ほし八法式さらしのしれ志ほし
之前ハ白きあさ黄志ほしを打て打志ほしうわもしきに打やう京にとして ちうかいら
ある赤赤の打志ほしとりて今に京様打として
ある京様赤のとりやうあり

一又云弓のつるをつかんてゆかけし甲ハ左指かけしハもちつけ乃
すそを取へ向て右の手をとつらの中へ入右の手を添て先の弦の
はしをかけて持へし次ニ箙の靫の矢の指ニ四すちニして道の程
わたすへし右の方ニ取へし次ニ征矢弓白弓籠ニ入かけ
持へし右の手ニ引つかへし次ニ太刀持ハ右の
一又云矢籠の口ニ熊の皮を熊皮ニしてひろすへし同熊皮の
白毛のすそを左へ当すへし手縄ニて引ニよすへし是ハ口伝多し
又云行列の時先陣ニ大将ハ清家の陣へ入向て同熊皮の
白毛のすそを左へあはすへし手縄ニてかくるまくへし是ハ口伝多し
一又云随兵の時先陣として大将をハ清家の陣へ入向て同熊皮ハ白毛
の方を取へ向して打かけて座すへし次ニ諸国の旗ハ是も熊皮を

又同白毛を右へ向して置へし〇以上八ヶ条随兵の次第也
一寛正記云随兵ハ悉く袴すくる鎧甲太刀刀を帯すへしとそ
左右の太刀ニして袴をもくへ引上其の鞍鐙ニ袴をかくる事なし
然ニ袴をくくり專とす然るに当世ハ鞍鐙ニ袴をかけ
持せへし今寛正年中ニ至て古来の法をあらためニ古礼を守
するなり所以之ものなりとかや

一 出産祝 射御拾遺抄之説の事ハ先中門にて南へ向ているへし

蟇の串ハかみをけはなかきとくけ之くちあかきひらくちくり昆布をさし矢之

本ほあつくし一ッくちあかひの杉二寸又ハ五寸ばかりくくりて七寸之きれ

くちあかひとうくさひ砂をさし帰りて其のさき中をうちくくる

くちあそびをさし又兎皮を麻苧にかくる時ハ白毛を前へなして白

毛をもちてきざむすかして其を捨ぼさし又兎皮ハ白毛を下へ出し

○又云矢を引立て家の中門の妻戸の前にて家へ向て其の所由なし

ちよう引之し組申の作法をよくし それハ後によく心得て寄し進る

家臣へ出る時ハ中門のつま戸より出るへし

○又云まうちの中に居る中門へ出妻戸の内のそとのかたへ向それを　（朱）礼ノ外ニ書ルハ

たくさうしたると向てあそびていまさし帰る時かせとふへ向てくかるへし

○又ハ軍陣の出で向よりてし事有やうにてりうてりより出て
のる時日出時りうて出し此時ハ異国の上帝とよ書て後在候へ
し日服帝をしもひ歩すへし又自然ちちもとよる事しあるへし
とり時さ上あひ来しもひ名年ちすへし此後ハ旅首としよ出る時さ飛し
一弓箭を用しし旅軍陣の法をもとへ出立す内へあかして結ふ
一軍陣の書に出陣出帰陣時役者次第関ハ下事

出陣の時

七ッ かちくり 又ハ五ッ
よろこふ 又ハ五ッ 三ッ
昆布
打あわひ 又ハ五ッ 三ッ
三

帰陣の時

地 又ハ五ッ 三ッ
よろこふ 又ハ五ッ 三ッ
昆布
うちくり 七ッ 又ハ五ッ
三

者とハおんなうけのよき氏をかくよおしさまよすもるし及ひうしハ
めわくよわ来を時ハ十うなうしそれ之種とハわ来をよすもへきと
三度のうくるし出る時ハ先一番ニ地のひろきにあけ出とか
中行立て口とをなて居の方より座をすかくひて酒をのむ
へしそ次ニ組あよわらくりを一つくひて酒をのむへきし其次
之組目よてうの案方の膳を切のけて中をくひて酒をのむへき
之毎度軍をんの時ハあハびうちくりこふ此三色たるへきもの
出すして呈そるハと役すハ年癸の九間よて東向て祝しやれ
つくり後よとりて南へむきかうハ出へよちしくへきし出向は
陽の方あり之習し
一又ハ可敬ス中の事一人してすへし初組ハうちあひちひと三度

入て二献めハさかなを一度入て吉へまハりてくみ入て又さかなを
二度入て三献めハさかなをさかなを三度入て以上九度之盃
とへまのませ候也役人てやりて肴をくみ入てあけへし敬ハ上ろ
ひさとさへて持くとらへてすへしくみ入る時ハさかなをあらため
しろへ志こるまましきなるさかなとへハ酒と辛度入るる也是ハ役
ずわの尾のなし也さかなへ入るハ酒とものへ入る也是ハ下の尾の
なし陰陽の儀也

一又云軍のさかなに限り手無具に生候のみ酒をすへる時ハ東南へ向き也
之西北ハ不吉也陰の方を嫌る也何時すてても軍さかなの盃とへ
まのませ候ても是ハ独酌也のまそて後ハ肴を遣とへ一つより
くりしてへのみ志つ人なり申すま事也きしとへおのなし盃は

存ハさしちかへてハすましきなり但時としてちかへハ何とてもすまし
くぶ又さかなの時ハいちもちとまつ二つつつのあるへくてさか中のよる上
一つつ盃也上の時は二つ本へくてさか中ま一つつ盃也ちかくり蛇例
式のもとくわるへし打鮑は出陣の時ハ細きて尾の方をとひての
方へ御肴也廣き方の方よ口をつけそめて尾のあとさき方より
廣き方へくはつなし末廣なし御なし是時役人として出陣の度ハ志ち
あしてくろまかるるのあし給役者の首すへし軍さかなとハ具足き
てくきさる時も又旅立時も役也

一又云帰陣して役の時ハ初献にかちくりとくハひて酒をのむ也
二献めに蛇の廣き方をさきとちしめて打あまに並て給
めよりおさきを方へくハひて酒をのむ也三献めハこつのあす

の端を切のけて中をくゝみて酒をのむなり 蚫のくひやうなり
出陣と帰陣とかはるなり 又ハあるひとくりとハ出陣帰陣と
云様かはるなり 蚫ハ出る時ハたゝしくて帰ハ毎度の取替なり
一 あハひなとの時ハことに切うちくり七さるへし 蚫なとハ酒の肴に
と云ことなるなり 又蚫にての時ハことにうちくりなるへし
御所様へ給へハあるひは二つ也 目出度と打蚫と云なり 又大将
の御肴 一人まいりあそしては加様にハあるまきなり 何時もうち
うちくりと云へるへきなり 但時として肴なき時ハかうの物[香]ふうと[ふうと]
[ぶし]しかつをなとあるなり 肴に一献の一文二文なる時ハ汁文ませ
てもくるし候まて汁かけて参る時ハ汁肉一文をとりてするなり
○又ハ大将の盃を御銚子一つに加へ子一つに加へて一つ酒上につゝく

かうのもへきなり
一 又ハ式台様酒つき一番の酒ハ御前へ給二度目ハ情指
二度ハ酒のの次第にて給なり
一 同前記ニ寄申候て後の肴の出る蚫ハうちくれ以下を
ひらくと剥て出すへしそれをつまみて参る口傳あり
一 出陣ニ三献の肴ハ是を中へつかへて東へ向て給し肴の打
あわびよ大根三ニてあるひハかちくりにてくりかんふる也 ほかニ昆布の一
本ヨ打あはひ二ツ勝栗三ツ昆布と打て勝てよろこふといふ
縁と打あはひの数ハ三ツ又ハ五ツかちくりの数七ツ昆布ニ
きれと打あはひより喰初るなり 帰ての肴の出る時栗出ん
一
ふるまひなり

一 射法之門より来らんとするものは何事の序次まもりて東
南へむかひて大小のかりの方東南西北八方を見て
何方へもむかふべし

出陣時

一　二

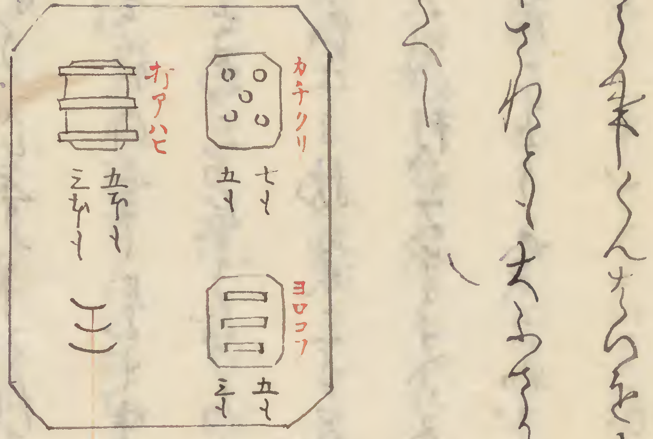

前

平甲（ヘイカウ） たゝみてかくしとどめ
二寸づゝそてかくすもちへず

○又云初献ハ地くひ様一寸ほど廣さ方より細くきりて上にとて
へて左へとりて一ちんのむかひのくひつるハ[illegible]の上に置
ときさ上る

○又云うちくり二ちんめ[illegible]と一ッのまとしりてくるって又のむ

○又云三ちんめよりは中のを取りて三ッにきりて中をとりて又
のむ以上三度也其後のみて[illegible]のむ後より[illegible]
せしめてよくつゝむべし　貞丈云此書にくはしからず[illegible]秘するか[illegible]

帰陣時

一　二

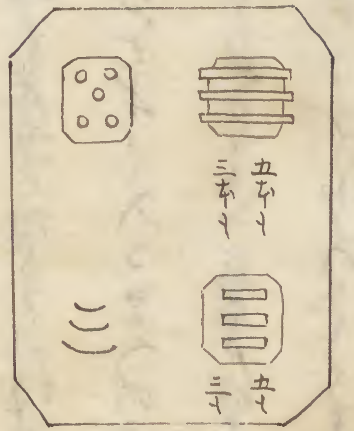

前

平甲ハたゝみて[illegible]同じ

○又云帰陣して後の肴ハ初献ようちくりをとりて酒をのむ也二
こんめは地の廣さ方より[illegible]切て[illegible]て[illegible]
[illegible]尾の方をとりて酒をのむ也三こんめは[illegible]の[illegible]
[illegible]切てのけて中をとりて酒をのむ也地のくひ様出陣と

帰陣とかくへし

一 又云のしとくりと云ハ出陣と帰陣と並様替る也 她ハ出陣の時ハたくしこみハ毎度並様ハかくるまじきなり

一 又云ちやし畏て 貞丈云つくはいつくはひなるへし 後へちへつるすくく日畏る敵の左の方よりひつらひてかゝるに付かたちへつるす弟のそらびくよ二ツ入て後のとを長く入るまでのすそし二度入つることゝらびくよて敵入る後ふ長く入とふびとらひて入る拙二ツ右の雪の時たびとらひて弟のとく口の二くそ内さしくたへてらびとりひてか入て又なびとりひて長く一ツ入るし一云の雪ハぬ系さし一度加るし口入る時湯雲へ入て又ハ手縫し

一 又云なひそらびくだらびてとおるつるに敵をさる也 貞丈云ちらくハ鶴尾とおて湯をか

雪へ入るとてもたびハる尾とおて湯と雪へ多く入るゝ事を云敵する兵湯の入様の心得へよそびくだびとゝるゝと口の内まてりらなしり湯と入るゝ事とりて云へりしいますゝひのとちゝうつまてハちまきさし心得遠きへうし也ひて弟のとしか入て加つるし くちくハ二つんの内二きんめの雪の時そらひくハまてハ二執とりも雪へ二くんよ加へて二つんの数とこゝにまする 貞丈云切縫ある人又数の大将の首に湯を兵白る時ハ必湯二つんまて降るゝ故に武家 とらひて長く一ツ入るとし くそくてらびとりひて一ツすそし 入て又なびとりひて長く一ツ入るゝし拙る二つんの内にたて一度ゆうつてハ加よる事なり

一 諸書当用抄云具足着て出陣する時ハ甲を着て陣すへし具足着て甲を不着し甲を持て陣し道すかへハ又ぬきて人に為持へし甲為持る者と手足の間をハ人をとを通すへからず忌へし又もたせする者もそへしハ人とをあまくめくるゝハ何とも同前

一 又云出陣の時左のたちよりそへて出へし足の方よりもたちよりきへし

一　又云公方様軍陣の巾着ハのし地にあくし口傳有日本をあけしと云
んあり

一　烏帽子懸直垂　随兵日記云甲ハ役人に持せ戦場の所
烏帽子して白布にてしれときくへし一寸まはりのてつかけをすへく
きそし　貞丈云我家の打烏帽子といふものハ随兵日記の説にまちて今へ打烏帽子
ハ俗にいふ侍烏帽子也但今世のとくにあらす　もうらうちてまきそとさしおりかうく
あるまゝにあし手すやりしうちする名烏帽子をあてうちしかきてきをにつよ打たる名ちの人
ハうそやそうし手すゑ髪まてかくしりハ前のかくはちの生年にあるもやかくし烏帽子
しのまゝそきの裏のしく布をあつへし　へいめくりつよ結ひのうしと作てまいそうにおふ
をあけて下へ結ひのうき引出し　まいそう由らに結くてあらしもこしかれて
別によりけ法あられしと烏帽子屑るりちてつかけへ烏帽子のかけ法してつかけ
する時ハうちしとかとハそうて来をとてつかけハ本をくみ糸の緒と申しをえし一寸まいろ
に後ひもとちさしむんの烏帽子かけとて糸のをとすくへて一寸まいるへくしもと
てつかけのまへと烏帽子かけくさむしの烏帽子のすとまへねハ十七条をいんつくつくし

一　又云烏帽子かけハ出陣の時大将又ハそくさしあわしきくへし　貞丈云烏帽子かけハ烏帽子
の名ともへかりまりつよもしやうかうしてそ烏帽子の一方のよこの引たちてかけ
たる布にこれハうしくて烏帽子もしさえてんハ大にやぶしてしけハ烏帽子の前ひくの方へかけ
つめしかれに烏帽子とかけてあゝしつよ烏帽子とかけつるにされバ烏帽子かけとそへかけ
といへハ烏帽子かけと将しもつる頭あけしもうくてかうしてつすしく又此烏帽子云
たく紙頭の緒当りしまかりうつるを
ゑくちをしてまきたる縁にあり
同ちらりまきをすへかくしちらり出すの

色は同上帯に色同前たるへし 貞丈云纓の上帯也 次に裏はくゝり白く
すへし 貞丈云まへのくゝりを長くしてもよく付るもあり別にくゝりをつけてあり又くゝりを通して用るもあり常には結ばずして帯に下るなり

一 又云纓直垂の色も裏も同色たるへし わきの縫めは袖中のくゝりの入
中一段口縫なり

一 又云大将は纓ひたゝれに錦などの紋をあらはし色々に織付て差すへく
し 但四つのくゝりを入へし 次纓を差へし 貞丈云四つの括りとは直垂の袖のくゝりと日纓の前すそ
のくゝりとを云也 織付とは たゝみ紋とも云なり

一 諸書所用抄云陣中にては大将にもいつれも差すへし 大将
は礼あれはなりと云 士は軍陣の時 又随身は不用と申
れなり 又大将はいかなる時の時は用ゆへし 貞丈云これを差すとは云ふなりすなはち中にて
も直垂の前をも差といひ 又差すとは皆用ゐたるなる
故異名にして差すとも云なり

一 又云纓直垂の色は褐色に限る 貞丈云かちんは紺色なり 四のくゝりに入糸
くゝりをさして 常にはつまくゝりてさけたる物は色々なり
白かくしらくゝりに常の紋をつけてかくしあけたる 同様
着してよく上ひたゝれを差し四つのくゝりをさしてよく
纓を着し小手をさしたる事もとしの上に帯して甲を着太刀を
さす矢を負て上帯引くへし すそはつまんでとるへし 貞丈云よろ
ひたゝれの四つのくゝりと云はひたゝれの袖のくゝり緒を通して袖口を差
めくりて小手をさしたるにてあるなり 又すその前のくゝり緒を通しよく着
はかまのすその前のくゝりを前に差るなり 又かゝるはいつものはかまを差て
前したとりのくゝり付帯してそのすそは上の前の事なり 布四幅にてぬひたるひさき也
ゑるへしかさねたるなりつまみきは
つまみきとりて水谷の説に見ゆ

一 武雑記云具足着候時 古はかいろくあり 縁の時はいつまでも
あるき前の前へ白く 又三つ目関神の前にも付けて下の白子の目付

寅のさハ丁句そ日の二ッの事也

一 箙巻　軍陣聞書云箙巻の事布にてまくへし色ハ白又ハ紺とす
るなり廣サ長サ不定也但常ハ黒とするなり

一 随兵日記云居りおろしハ（矢丈云居り返りハ忌服の名なり）出陣の時大将又ハそのく
さし寄ときハ一同ニ居ちらすへき也其ちらしやうの文何同上
筆の事ハ同前なるへし次目黒くも白くもすへし惣而其らちの
の寸法ハそれぞれの臥に合せて可用也

一 諸書當用抄云箙巻の事布文なと大将ならてハ仕ま
しきなりそれよりしたは揩捌（小笠原揩之也）中にてりよるハ仕也黒ハ同
前それより外ハ白ちる也後まてむすひかけ法也惣而大
将と平人出立違也（貞丈云揩捌ハ中にても室町家中古代なる也）

一 弓法秘書云箙巻長サ後より一結ひにてあまる寸法壹尺

二寸たるへし廣サ一寸たりともくるしからまし

一 甲冑 国家記に神武天皇此つけられし一の板のうらのわく
にこ所の緒くとあそびすまさしくに結さしつれた毛をつけくるう
らく川亀手すし 相口傳あり

一 又々具足よおさか事あるとらはあけよう者の事也あけ
まきかとおもはれは身や具足おしつけをそせさるとりつれ
ときさらんとてあけ巻とては大事同しよすてらへはらし
そての緒をもちゐくむ可然事也前後の中そえてはくとも
かくのとくかるくかんよう也秘傳也

一 又袖かふとをたつるにおよかくるとらはまけかつりとめきゝく
うしろへ上し志のゐの緒をたつる所にもむすひつけへし但案く

一 口傳也 具足又ゑたつる時ハ
とうろうの上よおり

一又云奥ノかけをしかけつゝのうちにてさらにしとことろ又紙を
はさみこみてとをさりて綴[illegible]をさしてとめ奥ノ之とき
るゆへに何事とてもすへしのくさしてけれハ末紙ある上へしすと
の其せハとりよくするへし何れも我綴をつけへし惣綴まて又
ハぬきのつけかうちをとめの立て[illegible]も文云すそのぬき
中しハそとへひゆうてぬきさしてものうちハかちんかくしも[illegible]
さ[illegible]よりも又ハうすもあくさもあるへしそのあひの好きに
とりつれと此事のあとてうきハいもとし相定へし口傳あり
貞丈云かさしと云ハかさをさしそ[illegible]之事ハ貞丈する付の血をすひ
出て血止にすることなりこれハ軍中にハ[illegible]さしての上と用るなりともいふ
一又云奥ノのつじとりつゐハひしとよくくあひたてはしく又て
さくしまてきのそをうらつけわることいたしときるべくすく[illegible]

こぶくのこぶくさ　幸の紋よある　柳ての月と

一又云かつとろ[illegible]をして縁を宇明のうら極熱さの付かつての紗
さ[illegible]しせし[illegible]之又ハ[illegible]とをせもる付[illegible]とし[illegible]の
あさして[illegible]ん[illegible]にし[illegible]しとし口傳あり
一又云八字さうのかつとよハ高くして[illegible]まつけあるりちんと
一又云[illegible]しふくえうらの[illegible]しし[illegible]のうらたて[illegible]しふとひ[illegible]
しわくるりし
一出陣聞書云十[illegible]よりハ束[illegible]をさしてき刀を[illegible]かさすこと
さし矢を負ひ弓を持母衣をかけつとさしてのうるし
一肩綬云奥ノかうひつのゆかんの[illegible]のすハあるて四方に[illegible]
綬を付るし二幅訓幅一ツ入之唐糸にてハせす
一又云甲のうちハ二間斗ありとるし矢の根に[illegible]ありと
貞丈云矢の

一根ニ水ノりのをぬるくれ候得ハ甲冑を射ぬくニハ近きニよしくハ手もしハよく
きゝめある矢の根なりて又いたを矢の根ニぬりしとも十間ほどうつてもきゝて
ハぬけぬとす後武者を射る時ハ
必あるとく引せて射るものなり

一諸書當用抄云七ツ道具と云ハ矢具足羽織太刀弓矢
あるひ弓もちいかるとかくる羽織とさる也是を七ツ道具
或ハ七ツ持といふ也　貞丈云同ノ字具足の字也

一又云小具足と出立とハ素肌にしてと云上下肩衣けさ小袖
小具足をさしのこし腰当して太刀をさき脇差を挿して又
けさ帯袴ハ四幅の袴のよし

一陣中書集云二月吉日ニ出具足の鏡として候也小手を入て着る
たるも有大事なるあやまち也小手ハ着れハ腰切るも候へハ
む事を添て調て不能也著ハ手をも第一とも云けんを以て用

之也　貞丈云正月具足の餅と云ハ古ハ具足へ手をつるニハあらず軍神へそなふる也具足
とハ軍神の神代よりそなへて具足ニ在てなすなり是軍神をまつる也軍神とハ
健鞁毘提尊之一名経ある神として中ある是常陸国鹿嶋大明神之神代ニ此神悪
神を退治し玉ひし事ゆ僧侶ハ大黒天弁才天摩利支天此三天を軍神として
あやまりし此三天ハ日本の神ニあらず仏法にある天部といふものなれ
仏のたくらく此三天日本ニて武功を立てたる事なき者也用ゆへからす

一又云具足かさりて羽織ハとするのハ近来の俗説をする也儀式
有之所あるよりハ宗用下のたひのうへるとハ第一とすへきこと
是皮あるへし

一 鎧ノ上帯　出陣聞書云上帯拵様の事九尺五寸とくくるより
一まはしすること布ハ十九めのこと七へまはりくくりてさ紀を華
まて生絹にして留ること布ハ打ゆり口傳之

一弓法秘書云上帯ハ寸法なし人の腰のふとさによりて可定
なり

一 頬貫（ツラヌキ）

貞丈云つらぬきとつらぬきとハ云昔軍陣の時ならて皆此沓ハつきなりまたたらぬけハなし一つの名ハ毛皮にてするなりとある所ハ猪又ハ足のうらの中にの皮を二重にして縁ありその二重の間へ緒をつらぬきて足の甲にて甲の表つらぬきとめる足のうらは毛なし皮にてたくりあり

一 随兵日記云つらぬきの長サ一尺二寸表の廣サ四寸二分足くびのまハりよりかけ緒をすへし同つらぬきの皮くまの皮なめしかれ皮熊の皮を用へしくらくまにて染ましかしと口傳

一 諸書當用抄云軍陣はつらぬき其内ハつらぬきをはくへき也熊の皮ハ大将のハ虎の皮まてすまし歩行ハ白くまにてするなり

貞丈云源平盛衰記云義仲のつらぬきは熊の皮自余ハ牛の皮とみえたり平ハ熊の皮を本とす後ニハ上下ともに熊の皮を用ゆるなりとあるへし

一軍陣扇　射御拾遺抄に軍陣にて持へき扇の事ほねハ十
二あるへし面ハ地をくれなゐに日を出しうらにハ月
を出すへしかなめちゐさくあるへしひらくハ日の方を面へ向てある又
又ひらけてつかふ所ハ月の方を表へなしてつかふへしある又
ひらけ申し同家同志申しあまる事をかくる時にめけつゝ又時
ハあらハすにすこしもれ候ハゝ人に傷をかくしたるなり

一軍陣の扇ハ骨黒くして可持扇の事面ハ地をうすく日をみかく
也又そのうら月ハ銀にて可出大小不定月ハ白く（銀にて）地ハそくさしくると
月の出る也すなはち星を可出星の数七つ又十二也星ハあさく
星の大小不定丸く小さく月の傍に可出七つの時扇あらハすに
時をまくこと二つ又四つ可有又十二の時ハ一方へ六一方

ニ云ハ上十六ヒ骨の数所にあてゝしるしをおくへし面ハ
ひろの所こし裏ハ表の絵こし骨ハ是骨こし数ハ十二ほとあさ
しあるへし例式の扇よりハ間ひろくすへし廣サあさ
かなめハかなめよりも草すへし十するしいつれも竹之分の内
をニ寸用但ふるハよろしくへしかねてすへハかやくしかならすて
きんをとりてかくしくよ厚をあらくしてよくとりちるきんのも
きらと返して扇ハおもてにすへし扇の長サ一尺二寸かなめの竹
たるへし

一 同又云扇の骨ハあらよすくはりんのゆゑ謂等も紙骨よりも長
まつちるしかれ謂しハ法度あらし扇もし

一 又云星宿のよし扇をも持ハ相引まゝもすへし昼ハ月の方を面へ
あてゝもすし夜ハ月の方を面へあてゝもすし

一 又云扇のつかひやうの事 昼ハ日の方を面へ向て骨を云ひ
らきて云をひたへあてゝつかふへし夜ハ月の方を面へ向て骨
を云ひらきて云をハたへあてゝつかふへし 緒ハしきりて後ハ云な
ひらけてつかふへし 又云悪日に金銀もつ時ハ昼ハ月の方を面へ
向てつかふへし夜ハ月の方を面へあてゝつかふへし

一 出陣の書云扇の事 骨ハ十二の秘事ハ十二ほとにすへし表の三ヶ所
にすへし 是ハ長サ一尺二寸かなめの中をとおしてん
し 二ツハ是星にて日と二ツとして上を向をとふんかすもす
ひる下ハあるをとふんかすひる緒ハ留て下ハ又ハかなめにて
めつけてあるにすへし面とうらにも日と金をちりはめて一をんはをせず

へしかゝし日のうへてまへハ悪しくらしハまくしとして月を隠く
まいりてそらを出すへし月の方にてきまる七星を出しへしさる
くて持すハ十星を出して持へし扇のつらい指揮するし
三ハ日のうちを表してつかへし夜ハ月のあるまきを表
てあすへし骨のひろけやう多くのひろけやうなすつ
ひ指し例武ハちをうちてむくつとひらして向てむけてつかふこと
一 又云数をなく討取又ハ大敵をも討る時ハ皆ひろけてつかふ
打へし勝軍又ハ国をとり主取の時あまたつかふへし
一 又云衆相に勝をかくる時も出つかふ時ハ勝の合引きさす
一 へし
一 扇勝之軍陣の扇の事 諸葛亮

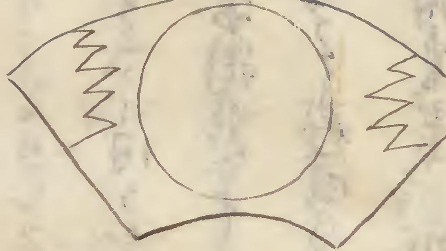

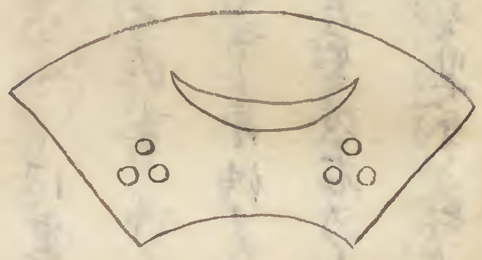

月星何も白きこと
地ハ青し

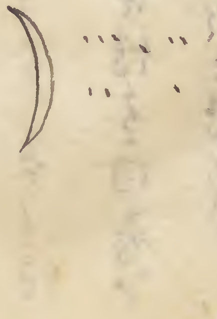

地ハ青し何も白きこと

一 又云うちはかりの事 サテスヘモかるはの中に字あるへしくみを法に
しておて入頭にしてもむすひして法のかきを書なり
一 又云扇の事ハ星ノ数ハ十二也 そちつとりも有之（白骨）
一 又云紙にもあり上下に書く年星生年の八卦を書也
一 又云大将ハ敵をおそるる時扇ニ書かるへきと口伝ハ白也 貞丈云
一 けるもの 中心

一又云以前にて扇つけ候事又云間にしきにてつけ候也

一まて扇つけ候

一又云とくとハ扇ヲあつけつて候ハいろなき也

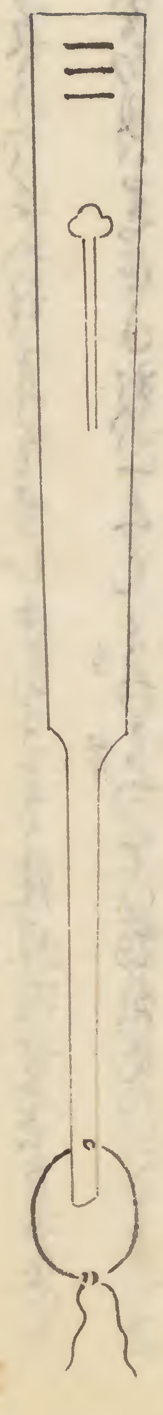

一随兵日記云扇の骨ハ黒骨也長サ一尺二寸面ハ地紅にて日を出すへし日裏ハ空色にて月を出すへし但口傳あるへし日ヲ出す方の表ハ浄色草星草をもつて出すへし日
車御をさすへし口傳又扇のつけ様条口傳也日扇を
つけ候時ハ黒皮の右の方引合せよりさすへし我口傳あり

一諸書当用抄云黒骨にて扇つけ候事ハかならずあるまじき也

にしきにも板のひき合せよりさすへしつけ候時ハ半ひしきにきる
へし勝軍よりハ皆骨あり

一弓法秘書云軍扇のうらうへ様の事

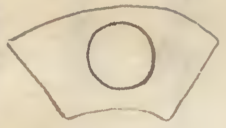

一又云扇の骨十二黒く長サ一尺二寸かなめハ黒皮にて細くふとく
たちて南方へ入てもつともちりとんとも（?）しくにて（?）もへし

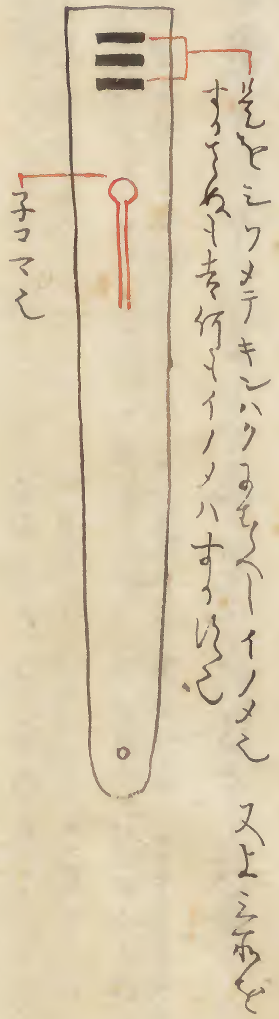

○一 太刀　図中記云いふものつくりとも申ハ太刀のさやつくろふを
皮然るものゝ皮にて造ることゝ申也　貞丈云いふものつくりハ毛皮のこり / サヤとへるなるへし魚鮫の
作り也ト条考太刀之部 / クサリ太刀ハさるへし

一 上臈物云色葉次第　貞丈云是ハ東山殿大永小笠原家の / 時大名の侍の装束を記したる書なり　刀さす事なく
さいハ去年とくしてさけ候ハひさしき皮さし

一 又云(右同条ニ) 太刀ハ黒作りかなくてハあるまし但あつかひにて若あらハよく
ハ去年にさし候て柄ハ白くさす事しかして持中間ハものゝ手に持なり
かゝるやうにすることもあるへし

一 諸書当用物云異名のやうなもの上手の申まするゝ刀さすなる事也　貞丈云さ / やまきの
刀ハ六寸より八九寸まての刀をさしてさやまきとハ葛ちくさまきたるものゝつかを入す
つとまかせるものとつかとまかせ数多あるたる物ハ異名の上手なるにさすことなし
くひきき刀ハ右のさやまきのくしうしてつかとまきしてかくれなくまきの義也されハ古代さや
まきさしたる例いくらもあるなり中ものゝ中ハ武法にてハあらしかくのことくまきつけへきなるへし

一　武雑記云御供の役辻固の時持刀りやうせうの時ハ御前ニ候
小さ刀といふ物もち候て小さ刀を持なり今ハ大刀もち候
一　又云御走衆ハ御出の時ハ大刀を持候小さ刀ハもち候ハず大刀ハ
今ハふくさの中ハ不及申大せいにて小せいにて候てもさし候て候
くりはとに常にハ御出時ハかけ候の衆ハ人数すくなき衆ハ
あらはにもたすべからずと存候也
一　又云御走衆刀ハ御持候と御供衆と相替候也進物にも御用衆は候
用捨すべく候
一　又云進上の御太刀ニも御腰物ハ御同朋衆長太刀の事ハ御奏者にさし
とゝける時ハ不及申候ハ　貞丈云長太刀とハ御供衆の持つ刀の事なり又進物の太刀
とゝきの事也今世上の太刀と
かさねて太刀のかけをとしたるを長太刀と云今世上の太刀と
りつけ候ハ長太刀なり又さくりをとしたるもの也

一　又云常服の衆啄木ハ不可然候但上下啄木ハ進上の太刀の時
候ハずんハかんたうの常服ハ御随身にて候　貞丈云啄木ハ白練染青茶のかん
系をまぜて組たる糸也
くろと云ハ黒の糸をまぜて組たる糸也白地に赤紫青茶の糸にて組たる
ものハ常服に用る太刀の常服ハ啄木也常服の時にかんたうの時
ものをも用る也今ハかんたうの時啄木ハ略儀のものなり
さるべし今ハかんたうの時ハ啄木ハ略儀のものなりと云々
一　又云主人の御着代の太刀を持候人の時走衆のうち不然人持る
ものにてもさし候時ハ右の方に持候てもよしと又もつべく候とも
かけ候ハ　貞丈云ひろくとハ背中にすぢかひに負て腰に太刀を二所にかけて一方
の方をはハ左の肩の上より前へ一方の肩をハ右のわきの下より前へ
ア右方の御前へ合せ
前にて結ぶ也
一　又云走衆ハよろしの時持つ刀をさし申し候ハ時の時ハ
きさしうちまいすハ自然の時も此御時ハ常にて走衆の時ハさし候て
よろしく候ハ略儀にて候ハ　貞丈云刀とハ腰刀也腰刀をもたせて持ちたる
刀ともいふなりまたはさすまのとりもの也

はゞ半寸ばかりなるをつぎ入すべしとは昔ちかきまで巻たるものしきにや[illegible]
とかくむかしはこしにさしたるを[illegible]
りさきたちたるもありと見えし又つかさやにはかしらを入ることもあり
あり双ハりつかの六七寸斗長さハ八九寸斗也 武士ハ常に差と常にかり
今世の人の常にさす[illegible]一刀なり常にさす今世の[illegible]打刀とそ
つて大刀を手にもちし大刀打刀とハ何の差別もなく打刀ハつかの[illegible]
[illegible]つかの[illegible]ありて[illegible]又[illegible]
とかく刀と脇指ハ大刀よりも[illegible]て[illegible]
まで知るべし[illegible]変して[illegible]今世刀とあつけて
[illegible]刀を[illegible]古ハ[illegible]刀といひしなり

一又云陣刀の取定は慶長比迄ハ大かたくハ刀のつけ様を
とありしかとも今ハ[illegible]引まゝしてつけのまゝにて[illegible]自然
大刀と常に用ひし同前也又つけ大刀の時ハつけ緒をそへ候事也
後様にハ[illegible]人[illegible]れハ[illegible]
大刀ハ文云つけ大刀の時ハつけ緒とそへ候事也辻固ちと[illegible]
[illegible]の上に[illegible]大刀と挑け緒をつけ大刀とそ
[illegible]ハ脇刀の緒を[illegible]て候事也
一俗に[illegible]大刀ハ白大刀とてつかさや[illegible]の[illegible]

一又云中古世には大刀ハ黒大刀とて[illegible]をかけて差
くわへかへしを[illegible]
[illegible]の役とやきつけますべし[illegible]一月貝
[illegible]黒大刀[illegible]て[illegible]
大刀打刀[illegible]
貞丈云右白大刀黒大刀武家の時の[illegible]
[illegible]日用の[illegible]見えたり
一又云金刀ハ儀式割[illegible]ハ[illegible]経を金刀と[illegible]
[illegible]つ[illegible]今[illegible]作[illegible]
[illegible]ハ小尻[illegible]小刀つゝ金[illegible]金刀
[illegible]つけ[illegible]つけ又今[illegible]
八中[illegible]大刀[illegible]ある人ハ[illegible]
[illegible]式ハ小者[illegible]

若きらハさしのミにしく御中にてハ刀を大きにさし出ハあしく可申也
又あハきやうなるもあしく侍るニ八年のつゞる人ハさも有けし　今文ニ刀とハ　若衆ニ差刀也
今世のさし様刀まてハちいさく小者とハ中間の小者若き衆房とハちいさくと存
老もの判髪の事も刀さへ其の房を付て承りてあしくなりと見こまかなるとも
おもてハ今まてつゝくと存るし
かいらきハつかの大きさなり
一 又云若衆様の御腰物ハさもなくあり初而しも柄そへらり金小尻つか
しらの目貫かくれ候て見つくめつれ候のゝ入つゝくら金そへしくらの目貫なとの目
貫ハ鬼の目に作り桐やうのもの家紋しらハ志やくしみハ蝶又ハ桐の丸
右ハ作りあきのとしなるちいさき桐と蝶のもの桐八ツあり御あとハ
さ紋を二三寸あまりて金にてさきつまり作りて御小刀つか金のもの
あり又つかのやうなる地金目貫志やくしとて御あしらいもあき家のもの
又かしらへさやのしり金なと　若房院殿富士御腰の御下向ニされ
しのゝ御腰物あり小柄の目貫にさくら目之走あり小尻柄頭まて
柳の子くりありのハ柳にちらしくやうにもと金に見へて入つれハすもか
ちくの小者ハ大振の御腰物九寸八寸なりのもさらいくさの小者ハ
家の子志やくしハ作りて候の御下緒ハ茶の糸又ハ紺に染まて一寸
まてつゝ色のつゝなる手まさしの御指物つかの御下緒ハ
刀ハ申のなの下　貞丈云御腰物刀ハしたる小刀の今云ふちとつくらハ
今云くちのさしのゝ入ハ今のくの上きさきし者か又中にさやハあらさるし
一 又云若衆人ハちゐハ赤地地ありつけ地の刀とさし候ものへ帯らのし
かけのハ人年人の御さしものハ家紋にしも小者房あらちち
てハさしにちの下　貞丈云りつけ地ハ地錦の地に人の人形ありてつけ地と
云のし今のかうのとのしかうのハさらう
そうりつけ
しかるより
一 又云大房様御刀ハりつれてちりめんに入志やくし絹紫の糸

一　くまん金柄に小尻又ハくりかたも焼付ニ而同色蒔絵のことく地ニ桐
やうの紋なとを書たる縁頭も其外も同し色にて候へとも是ハ
定ハくつしに付分ては　貞丈云此刀ハ長くして腰と入事つくをまさへれる也今世脇差
しまくて下手刀ハ太刀と大小なとの大の事にてや寄せハ今世脇差也
みゆけてかくれなく知るゝ物也さてや寄とハすなはちかゝる事ニて候ハ一方ニ差也
なれてくるさゝとかくしたる事の一方の者しと入て川おちなし下ニ二ツにておさしてこそ
こかなくし候としゝしてさま事
りかハつくとさいをらり

一　又云まち刀をハつかふ刀とも云　貞丈云脇刀ニハつかふ差刀ニハつきと
いふ脇差刀のまとつき刀とハいふなり

一　又云同前鞘ハ巾ニてさや袋ニ入おもしまし是ハ御差料のつる作り
柄の糸かちくかいてかゝりて鮫の目釘やきつけるなと候也
ふくまんなとも同前差刀ニ同様ニ御差料あそはすの布にて包みかん
わくしいくふりし作りし　貞丈云御鞘とハ作さ刀をさし置かんたしとハ
あさ御の方をかんたしと申てあさからの　あさりの其をかへて置きとりてあのあさ
布の上を包みてくけるなり

一　又云御平鞘にて御誉来の時ハ御せんしハ御剣一腰御持参被
召金作りにてハさゝりたる御ハ拵にして何の方よりかゝる御拵平鞘を
ハ御存知ニ　貞丈云平鞘の太刀ハ武家の太刀ニおもいし公家の太刀也一名野剣とも云の
太刀をもちて一名毛抜形の太刀とも又革緒の太刀とも又諸府の太刀とも
公家ハ東帯の人ニおかしてれハ
まくまなし

一　又云公方様の走衆御供の時さゝれ候太刀ハかくさまへおさしつる
今ハあまりさまの事ハよそに被成大かたハ小さ刀にてかくして今まて候
れるとをされたる平鞘也金作平のさまはれし又私云毎の太刀
さてさやとかさまてつ大さ刀を小さ刀ニひきはなし
よせ石つきかつてかの御そさきうその後まて今まて候つる
さ刀をさかれハ大名まてはさらぬ人をは大刀の刃ハよりかゝる故
御用被成し

伊勢伊勢守平貞丈云

一又云わきさしも太刀とハうんてんに拵よくしらへさせらる

一又云刀の柄を鮫にてつゝみて黒漆にてぬるなる時ハ
上下の時ハ五寸程也 貞丈云上下ハ上下つのすとを云

一諸聞書條々云太刀よりも物作りにてまいらせ候今の世にハ是を知らず
鹿皮の尻さやをかけて是ハ先ふかくして七寸ほとに柄の甲金も常
よりしかもみしかくして武者の時さす刀也 貞丈云ハうちの作りて云名ハ太刀の うらくいちもしくなる数の尻

さやハ毛皮のふくろさやと云へし 古ハうちの作りを云名ハ太刀の家にて云ハうちの
上すの御ふくの作りなるへし七寸ハ太刀の長さ七寸ある事也
又一ツの長さ三寸つゝ ... 七寸数七寸に ... 七寸のくさりと
一ツ々ゝ ... 二の長さ又甲金ハ太刀のつかのあま
けのちかさ ...

一貞親教訓書云刀の柄ハ清水にすへし ... 九寸
斗の刀上衆なりとも手を代わりて拵せらるゝハ五寸程一

尺八寸斗也 貞丈云九寸斗 上代の刀長さ也

一又云當世ちまる人の ... 腰に ... きんけんと
て 貞丈云きんけん 隠剣と書く ... ハ大小の ... 小脇指 ... 凡人
の ... 上ハ ... 上 貞丈云 上言の
意の字ハ隠の ... 野 ... 曲来る
へし ... 用 ... ハ軍陣 ... 時分似合へ
き也 貞丈云此の文ハ隠中 ... 中間小者 ... 似合 ... 仁たる
者の腰に ... ある ... 貞丈云仁 たる者ハ
... 隠中 ... 外へ ... 太刀の ... 中間小者 ... 似合さ
... 當代ハ中人の ... 下か ... 後代の ...
者の ... 當代ハ今出川義政公の代にあたり ... 指 ...

うちかひの緒をしハつく手千寸作るへし懐中に用ゆるものにハあまり寸なかき物也ふところへさしたる
物なれハ緒をも大かたハかけたる也小尻をぬく寸ハふところにさしてかけたる也緒を下緒と
緒をも大かたハ緒を鞘の栗形まてさしてゆひつけるを袖くゝりぬく又あつくすへし
やうにもかけへきなりふところにかけて後ハ緒を下緒とかけたる也須剣とも是ハ鞘の先のとりつけへ出
しても今もかくせられ貞親のいましめられしを我にもかたつけてとまりつけて入れ小刀をさしても
れ古のさいそくに大かたもかけてかけつけてつけとのへるも大事なる秀の比より
年始の事にも七つのあり又云貞宗の此まてハ下緒さしの長サ四八大方一尺五寸まて
あり今ハ保まて長さ定りてあり又一尺七八寸二尺余まてあり今まても又同し

一 酌并記云太刀の革鞘の緒結のすたれ候ての時ハふかくそへと通して緒
をひくるの緒も太刀の革鞘の巾にてしたるとハ引通しさせて緒
をけてつるまきに掛るゝにすへし太くかくとつるまきにまかれハなほとかけて
とくる也 貞丈云是ハ太刀を帯る時の事なりかけ緒の事のかけ時又ハくとか様の時の事なし

一 又云下緒もみつゝみ人の前へ出る事もなくそのまゝにも下緒刀ハ 貞丈云緒刀也
上の方へもちかへて上る程に緒の刀のまへにかけてしてまくへ
たるを結ひて手を添へハもちかへのまへさけてたるゝやうにしてちかく

緒刀と同前也下緒の名ハ定りて読なし

一 又云ひきあひ下緒の事是は必ゑひをひきてつけたるよし
なけしゑひをひやうしにまきてをもちてかゝりの時ハ必ひきあひ下緒に
まいりてもさしても用ゆ其外の時ちいさ刀にハつけてさけたり
ゑひし上下の時つけまいらする也ちいさ刀同前たるへし 貞丈云ひきあひ下緒ハ
ひきあひ鞘の下緒也ゑひをひやうしにハ緒刀のつるをひやうしに海老のかくのことき
ところをとりて糸をもちて小尻に銀にて海老の尾の形にしたるをもて入れて穴あり
て大きなる鞘の革を通すへし小刀ハかゝりてあり下緒もあり是ハの時にもそれをちる
付しちいて刀ともいふハ帰雲のこしめへきのすへし今世のちいさ刀ハあしらひ今世ちい
さ刀といふハつかとかさつけくゝり入る是ハ昔のちいさ刀とハちかひて脇刀と
同しものなりわかれたるもの也小刀かゝりかハをとすくりうちかいなり

一 清件古実云きやまりにハ引目さけ緒たるへし

一 弓馬故実云刀名所の図

貞丈云是ハ武太刀之系図にあり
草巻ニあり軍陣ニ用へき
刀なり

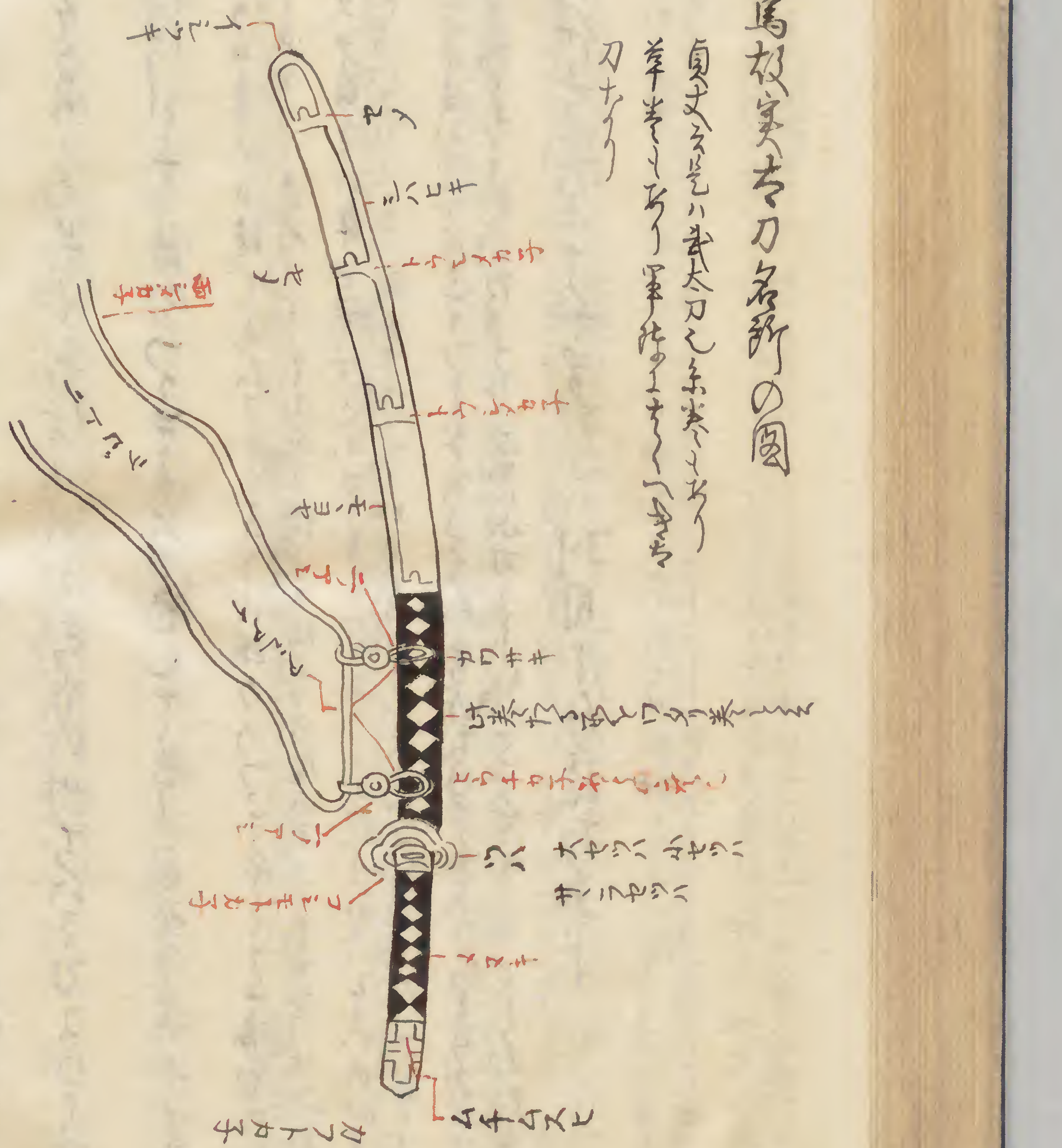

一 家札 出陣ノ時書云家札の事ある廿一尺二寸ニ今の一尺八二寸ニ
ハあしすると人の腰ニして黒くして光色のあるをよしとあるへしめでたき
てとりて釘を削ぐしてさすへし 此札板ある事は 勝軍或時とる事
にして秘家札のきりして 寒中ニハ四足の前へ向へ立へし 或ハ又之
職以下家から装束もなき親類のる人中ニ不及その家の跡
上ニ家札をさすへしハ引のけて別ニ持と家札をかゝる
らいて可さ事を皆離られたるかけられすかくる人も
ありかゝる人ともあしハかけへし家と本でさやしの板ニ可然
白毛を家へさして色の家を表へさして離へし白毛とさせある
ぬ中しよ足ちうくもあへし

一 又云軍陣ニて家札ニ縁をかゝる時ハ足を八文字ニふミて

東向なり

一 随兵日記云床机の高サ一尺二寸上の広さ人々によるべし 但足くめるべし

一 又云凶事の時出陣にて床机には小床机にて向て白毛皮の毛を表へ出してはりかけて座すべし

一 上賢抄云縁をつくる床机の高サ一尺二寸かねの定まりもあるべし
わかきものの定めもあるべし其人のせいの定めひろさ八九寸斗上ずる
しめ斗にて作りし随兵の時可用之

一 弓法秘書云床机に縁を敷べし 小者に床机をかつがせ太
刀の方に引て縁を敷べし 小者の右の方に其れ東く毛皮の白毛
のくひすゑ
貞丈云くひハ杭なりとそ云
又かくとよりとよりけ
あるる縁に床机のたて様の
たくひ天下縁に立つべし

一 又云床机に縁をかけて人の小者の時出って前にもしハ右
の方にひかへさせべし 小者ハ後へ寄りて中ほどに右の方へ寄るの
て可なるべし

一 又云出陣の時床机の高サ一尺二寸上の広サ人々の大小によるべし
其かるべし板にてはりて其下の縁の下の方をとつくりかける
くるべし
貞丈云其を板にてはりてかつぎ出る事是を割るべし不用ん
ことし床机ハ寸法もちち床子也四足し麻子ハ禁庭にて以来を行ふ時
古人ハ凡かくるものの用によりあしなりてあしきもあめさまととのへし家紀大双紙に
其事しよかくる事法ハ第くにかけてくるへとらしろへ其事すしとあり其事しハ床
子之様、床の歌抄云の縁かくる床机ハあしく胡床という其床机と床机と云ハ床
やうと和名抄云本朝行幸ニ用赤漆床子一とある床子ハ上古よりある也

一　又ハ幟をたつる時ハひろきまへにすへし　裁時ハ柳のこと枝ニ幟の
布をはりて　そのまゝに張弓と弦弓とを具し弦を右ニ奉
てうちかけすゝとてもち候へはさて弦刀すて弓と弦との間へはさ
き候て裁しちか川時の字の文摩利支天の名号をとなふへ
へし　口伝あり
一　又ハ幟のむら竹の上ニあけたる事ハ左右を前へちかへて幟の
上とりおへはやつかし先一とをりさき候ておこつへし針を返して結く
ゆひめをよく結候ていよ〳〵よくなをし候へ又ハ竹の上へ上
よりおへ又一とをり二とをりおしへておこして幟の下へ胸方を幟の
見ることし湯の名人向て年の年の男子をえらひ結ハするなり
令甲破軍星謂し

一 又云幡竿の事根ありの竹を可用長さの長サ一丈六尺也根付
のまゝにてのかし節ハすくなし切勝ことわりする也竿の一二のま
をとりて上よりり三一寸ばかりて穴をあけて其穴へ革をとほして
二寸計ニつもの皮を二寸計穴へ可通也とハ花くりと
云也くるくりに幡をかけて幡竿の緒をもて通してこの絲の
竿にて一よの節の切目よりしも半分して通すべし
長さ可有也竿の長さ一丈二寸也竿にてくるりあり晴蓋也

一 又云幡竿の緒をとりて穴より竹のよの中へ通大さの縒をと摩利
支天の御名を書て納べし

貞丈云五大尊の種子まつり之天の御名を書て納るは八幡の御事也 [illegible]

一 又云幡袋の事絹にて可作也布にても裏をつくべし袋ハ絹
又くるりかけて幡の手をくるくと入て下に捲べし本末をちがへめて

あつらへてくゝりて由緒ありてくへし又陣屋にては段
陣にて向けて可立之竿をハ幡持の中間可持之竿持
ある中間ハ幡持にて可渡不可行也

一 出陣等之時旗の事ハ旗竿は必緒要 [illegible] 用本ハくり
まて弱き竹をさすくくてけつりて渡べし旗の布たつ付べき
へやりわちまたへ可小旗てはたつ付にもちたつくへし

一 又云侍大将の持つ竿長サ一丈二尺あり

一 扇績旗の制作ありあつらへし

貞丈云風林ハ風帯也字を旗にて書キて此風帯まて侍大将之竿 [illegible]

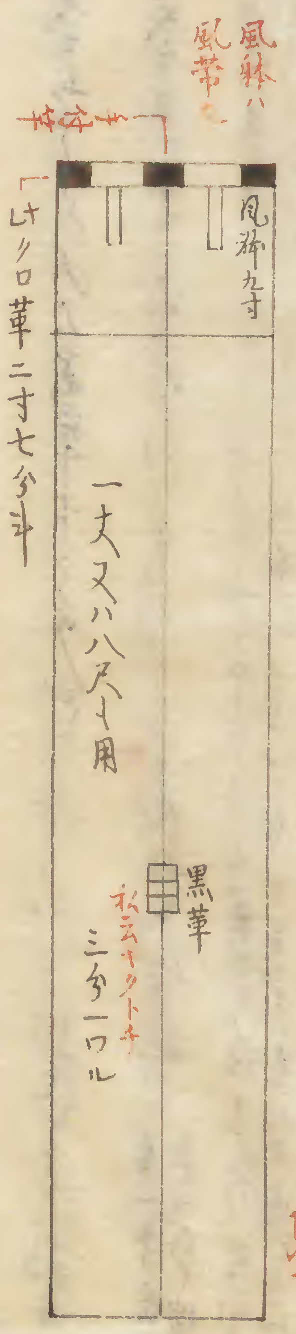

一又云かしらの上玉章下よりかくし

一又云はた竿ハ多くぬりてしらくハくろくぬりてかけべし（表ゟ）
かせて上よりさしおろして気をまつるつゝにて夕コより奥の方へ倒れかゝらぬやうにまはるべし うしろへおしてハあや竿を表へおすべし 総じて軍器ハ表へおして進むべき物也
貞丈云ここにて旗ハふせおろして陰とす

一又云旗竿ハおりくぎ矢箆の程又と牙の長さに竹をすべし（よし箆）

一又云錦旗の針ハめへさしとめて又と七針ぬふべし

一又云きぬ二はゞなり又布ハ（布の名をかくへし）てのむし用ゆ

一又云役白きそろへの八八幡大菩薩と針に書てあわせの清書也

扇撓
ハタサホ
の図

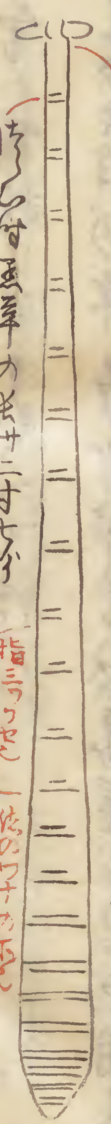

一又云せゞ口へ大勝金剛呪を書てへ諸神諸仏の総呪と書て入る
貞丈云せゞ口へ呪文を書て以下ハ人この疑べき事なるべし
呪文を入るゝ事ハあまり私にも成べし

〇一旗 軍陣聞書云ちうの指竿のなかさ一丈二尺なりこれハそうの旗白き布二のをぬひ合てもへさきし布のたけはゞ一尺二寸なり幡之分一寸ほどハぬひ残しさを幡の方へぬひもちいし面に玉章をきりさきたる大小あるところをさしつめし義家定任と合戦の時前九年後三年十二年に合戦の時幡すこしやつれたる事後三年にハ寸法二尺きりのへりてある間一丈にぬひもちいし旗ハ一丈にもせられ又すこしの作もいせられきたる旗ハ広さ旗にと用ゆ

一又云幡に役と書事ハうらにおして上の一のおりめのきざくへにかけて墨をもて書てそのやうにまかりとこ引て役の上に八幡大菩

藤氏神ハ信仰の佛神と兼信なりし　源氏ハ八幡宮
をも付て是等ハ佛神と云へし　但源家ハ半斗
ハよりも旗竿の上ニ竹を割てはさみて是等の云
くしを付て又是等とも云
ある事也　其の長サハ前と八寸許よりも短き事
も有り　又八幡の上ニ付て是等ハ幡の如くにもとも
云ふなり

一 又云 旗の手にて幡と云 又竿に幡と云 布
二ツにて長サ八尺なり　又ハ一の幡に付月のうちにて へさん
て段々に付て 段の上ニ佛神と兼信なり　此段ハ幡ニ作の長サ
一丈二尺なり　吉日吉時をえらんで東南湯の方へ向てたてる也

一 又云 御旗を女の手へもたせて是をたてて神と拝する也
一 又云 旗竿をわたす時名を付て吉所のをとる女の手へ渡して附する也
一 又云 旗竿を七日加持して渡する也　貞丈云 旗竿は真言宗の僧にて七日加持の後 人のとりあつかふもの也
一 又云 付るは手をつけて後に旗の紐の結ひ也　貞丈云ハ旗をむすび付る目の紐なり
一 又云 旗のまつるハちくわ（縮）（蝶本）付けて旗竿に織る事也　貞丈云
又人の好きによりて信布を用ゐる事もあり
一 又云 旗竿に付る時ハ旗をつけて竿にする也　貞丈云 ハタの法二流を一ツ手前にて竿の法の事也
一 旗書様の事 八幡大菩薩と書く
よりし上手竹を地白二ツ引を書 氏神を書也
新羅大明神と下に書 長サの違

またし竿のさきを革にて縫くくみて穴をあけ弓よそしとあり
旗に結ふへし
一 又云小旗とハ永潤とこしらへ旗竿ハ同しく八幡大菩薩と書る下
より引下して書ハ白色にてうたせ紋竿も小竿紋ハ段相を書ス
作し 貞丈云ス可 小段相也
一 又云大旗中旗小旗あり縫旗あり乳ハ横にして革也とこしらへしに
まことへし 貞丈云家の旗の条に大きく中をくく小さくくくて竿の先を革にて包ひくくくて穴をあけて穴をあけ
此条に乳のかくくれハ乳竿ちくの中に出しわれしてくハあしくもの也ら竹とぬ
ひくし此旗の竿とよくくるくりつくきを乳とりに故まちくしちつけちくの中に通る
し旗のヶ条のちくむちく
ちつけあるにあり
一 又云そらしの竿くかくらの長サ一丈一寸 貞丈云せくらをハちくさ旗の
からとつむそのるを
一 又云同こちのし上ハ二社五社まつらハ神人の其外神社ちらこハ其子社
氏神とハ書て惣て八幡大菩薩と書へし天子ハ旗の上に日月を書
一 又云旗竿根より下三ツ長サ一丈二尺二寸也但わつハらの定旗法ハ二幅旗
又竿とハ甲乙壬癸庚辛此日吉也丙丁戊巳悪日也
一 又云同旗の後法ハ旗の法を左に持て旗を右に持之使者人ハわきて
まり持る指にて取るしかりとちあきみてくりに其方ちく武の作法違うし
一 又云軍の庭真中に北向きとハ世の定してくるきぬくとくちむちて又云軍陣の
後法式とくに北へ向ひくるハ嫌也字ちきちくらに結ふ
一 弓法秘書云旗竿の上の節ハ出しちりくる根の方へつきよう上
のえてよりかくへ之竿の先を運度にて色て穴をあけてくん
ちわらに結くくくあ回りの縫を竿の日へ出しておちわまて
きくと出ひかくし先色も運度に一束斗くし竿の先をやから

くゝミきぬ又ハ紗綾などにてもつくるへし

弓法秘書
旗竿の図

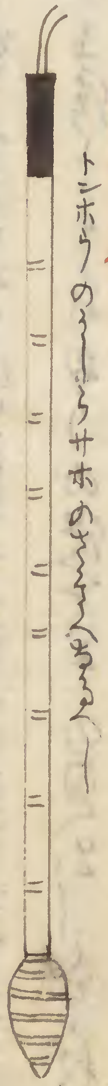

一 又云旗ハ上にも筆ハ乳の形にてもするなり又ハ手にてもつけてよし又ハせとを
のこすのさきハ竹のさきをすしたるやう
にするなり

一 幕 関東記云軍陣にて幕をはる事ハなとより
まくのうちをはらすかた年にたてゝもゆへにさゝへ出
つるとうちあけてその幕をたてゝまくのうちをかくしておいて
まくをうちあけておいて中をくゝりてまくをはん
ゝひておくへし但口傳あり

一 又云陣中より出る時ハまくの内をとをりてゆくなり
ともさてもまはりをつまめ合ておちをあけてまくのあはひを手にて
あくひて寄とりてゆきて荷を書くして又上へあけ二つの手
とめておくるへしまくてあけておいてとくへし但口傳有之

一 又云まくのかけ様ハ両くのまくの竿と人の見えぬまてまくのある
所とよく布にて持たせのまくをすゝけて上まてまくを斜にかけたる所

とよくうちて申すへし

一又ハ月見花見の幕のうち取のまゝ是まての幕の寸法すへし

又ハ同時付の出入ともに狩の寺にて只軍陣のことく也但し本の陣は

少将の遠らひてまた若軍を待まては少き遠ひまて出るまし常の陣

打くゝうわしくす

一又ハ幕の文字の書様針返しにてせんぬいそのまゝ其もののやうとんて気と

もとむへし

一扇様之幕ハわつきりの書様にすと在り又時花ちりきへあつまは又ハ

あつへハうらの方ヘ又ハちとつくる所ハ布とそこそてあるものの

よかるへきにかくへし

圖之

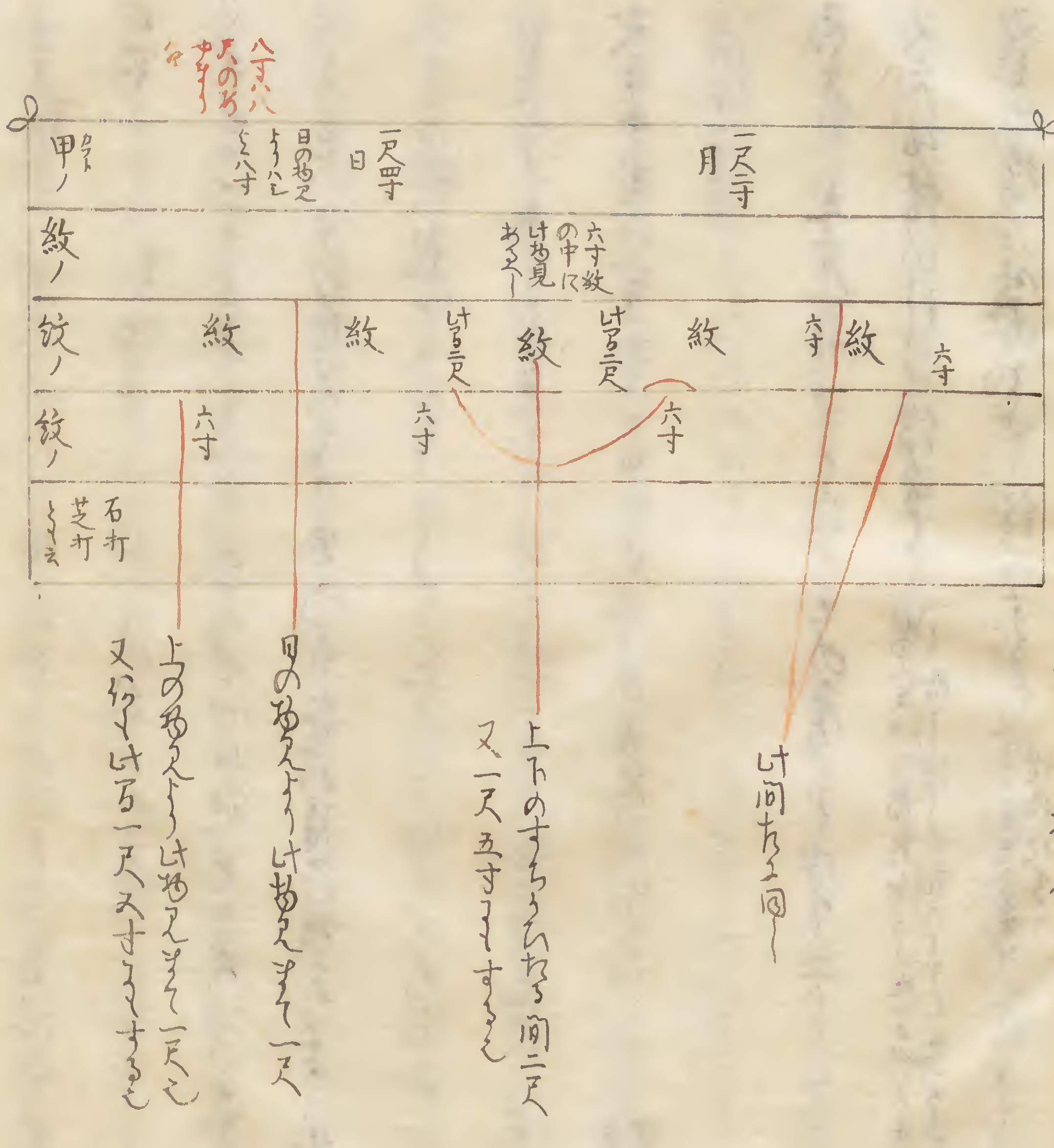

何も紋々のちかさくうちあるへし

又云乳ハ廿八宿八月一日角宿より始まるを次第に付べし 善宿 吉カ
の所ニハ白乳を用べし西宿の所に家内ハ黒を付べし
一 又云長サ二丈六尺也 二丈又六尺の時ハ乳を一尺づゝに付べし
一 又云五尺ハ日の内ハ下より出入し夜ハ月の内へより出入すべし
一 又云上縄ハ乳をとをしつくべし二尺にて余て六尺あまるべし布ハあさ也とも
からんとなく色にて赤き紫にて打ハ晴色也 貞丈云布と縄にとること あるへし
一 又云牛宿ハ吉宿也白乳也斗宿女宿の間に付べし 貞丈云斗牛宿と除くより後なり
今古代ハ吉宿とするなり
一 又云乳ハ九寸とすべし縫合の広サ八分にて二分也
一 又云鈎倩の針口縫方は 貞丈云針口縫乳縫方に九字を書きトヂ付るべきとも
一 又云出陣の時のごとく縫ハ十字也 貞丈云幕出陣の時の説なり

一 弓矢故実云幕の色の中に日月の幡に付る二つ星と日月と
付るべし此付るの色の下より出入すべし但二つの付る
の色をとよけて真中の色より出入すべし吉中の色より
主君人其の出入あるハ其付ハ何方より出入ても不苦なれ
とかくれ付にかけて主君人の居所をすへき也
然乍に通りによりて主君人の居所の方をさすべし
一 又云一帖とは二つの事也一つハ如く分とる也一帖より付るハ
すくなくてる間をとり合て付ちぢの乗の事中に着る
付るる所に幕と共に用ひられて吉の方をさして幕
しの五ハ間半なり程あるべし
一 又云幕の中縫かゝりて串四つ又ハと吉方の方より串をさす

紐にてしくと打べし上はとめて折紐のはしを折
紐のよりまてさかりなきほとにて紐を左へまはして串にさ
しはさみ置べきと也すへて付時ハ串(ちとん挑之)(緒之)を串にはさみて左右の肩
とつ(緒之)ちのかしらまて肩をとりつけにして結し一帖すつ付る
あぐる時ハ右の手にてあくべし

一 又云幕しとハ打しとハしらぬとしてきるへしとさる也たるゝハしる
とくあくる事は軍陣にて張りてきる事ハあるまじき也 貞丈云しらす
とん船中にて
のことなし

一 諸書ニ幕用様之幕のうちのつりて二幅打付ハ布と云る緒ニ
今は右の緒にて留る事ハ(草)くさりてすべし

一 又云幕ニ男幕女幕といふ事あり[illegible]幕ハ一(挑あるべし)対とすへし

貞丈云幕二つと一帖といふへし二つハ二帖之つハ之帖といふへし幕二つに張る事あり然れハ一対と
云るハ[illegible]又幕にしるゝ事ハ二帖といふ二つの事也一つハ[illegible]といふことなり
上古ハ幕一口二口といふ
軍防令にみえたり

一 又云陣屋の幕ハ九とくちあかせて口傳

一 武雑記云軍陣にてハ乱れ来る時ハ幕を切て落し幕をハ下て張て乱すへし
去とて大将打死あるとすれハおちらすして強く張すとはいわぬ也

一 弓法秘書之幕のしまハ乱を通しける法ある事あるへし
ことさらに事とも八人ハありけるし幕のしまへし作法し幕には
まとつけてあるとある法にて乱をとゝのへて張のをもし

一 又云幕をあけて内へ入時ハ幕の手をと右へ一ツまくりあけて
あけのまゝにて幕をあけて内へ入てあとをかくし出て左へ出へし
内より出る時も同前にて行ハ幕のすそを内へまくりのなかへさす

まし又役の者うるつゝくと出入すへきやう行なり

一 又云幕を打さる付出入の事ハ月の方夜ハ月の方也（貞丈云幕の内より幕）よ向て東北の方の上の者乞を月の者ともを云 我右の方の者乞と月の者と云々大将の右乞也 左の方八月右の方八月也是ハ法

座の内よりの公卿也外より入時ハ月の方右也左の方月也月み

者ん八東の者ん〳〵よ上りて東方ニ一ッてある也幕を打よそて

前付しまきをなくて下手とも自然よまゝをみる事至八月の方みれ

者見よりなくべき也

一 又云幕ハ三人してうちて一人してたつもへし に従あり

一 又云幕をうつときも敵のまへをみてよゆゆし事まてハ ちかくて

くるつとふやきなし

一 用害記云いう様うち待くるより右の幕のうしの方とか打返して

打し

一 又云幕串の手幕ようくべて二丈余様ニすへしわさより上四寸

二分八角ニ尤くて又四方もすへし上八きりとも土へ入分て細さを

ようしは串の内一寸二寸土へ入分ニ全とうけて幕をしのくく

する是あ手をと治へ為し古実也

一 又云山へ打趣て幕串とたまし幕を打へき様のなり敵よ向て

東左よりつきぬてもし 「是より以下廿へ打やうとも」 一帖の幕よ串ハ八本也 串幕よ四

あるへし 貞丈云廿一帖とも云八二ッも云 串しも云八一ッとも云 一帖打ッ時ハ串幕の分も

打方ても打間をすへしもしくゝ打つけぬてなし 全女ハ異

のうゑの折かうゑりのめし内より所れハ右衛の如し 又串幕を

打付し串幕の内ようて打間とをすゝし打始の所まてゝ又打とも

その方まて持くしてお月をすまし一帖くつ付て中をすくくにお
時ハ右方の方付れ候てお月を手へし日から始の方にお
とうきの手ん候へくすへし

一八廻日記口傳云幕の長サ二丈六尺金堂記の長サ二丈にして六寸斗
に乱をとくへくは一寸余りとらかへくはあさをかちん白く二文と

一ツ記して付てのへし 貞丈云 乱の事也 つゝ手にも白黒あきまに二文付せて
るへし幕とうり数字四五尺あまる程にすへし文とハ文幅にかけて
文字にかへし紋字の文にてるへし月ハ右に日をハ左にあたへとあ
け候へくは大おハ日の丸へより出入すへし内ハ月の丸へより出
入すへし星の数ハ七つ 貞丈云此書ニ付ケ幕の事ニ文明十八年六月 吉田家判とありて終に付幕のことあり
あ候て秘すへし奥書ありて其後判と
あり小笠原之秘書ちり

○一闘乱聲 出陣聞書云軍陣にてときの声あけ初ハ大将
なとの事ハくしいとく次の兵まけしに氷くこゑへしこゑ又ほとよく
けんハ摩利支天を大にあけて表に候よし秘候とてあとにさへし

一武雑記云ときの声ハ大将より大へあけ候ハ声を大へあけ候ハ
いむへし

一　首衣作様　軍陣等に云所と襟のとつさきに付べき大衿のくびとハ右に付べしもし手のひらとハ右に付べしわきをたちてそわきにとつ作りの縫を通して下前法師のひらとハ口の内よりとつさきの縫をあきとへ至りて下前ひろハ四より子ハ付べしれたるとつつけの縫長サ一尺八二寸なるべし

一　公家俗の小書にとつさきの縫に首付べき表やをと前てかへしてゆひとつさきの縫を十文字に通して中ひねくし入るの首ハあとより入の下かしての内へとをして付べし

一　貸衣方俗の書に襟の縫に付縫ありとつけの縫よりし長サ一尺八二寸先ハひとりわきしん付るべき事も大衿とハ右につけ若き武者とは右に付べしわきより衿を付かくして付べし所

中〳〵口傳に云ありとけてまさし

一 弓法秘書云首を取て鏃のとかりを拭ひて候の首をきりたる

きるをも結ちくてちつきの中をとつかまに引かけてかくへし

入ぬ首なとハくちの内よりおとかいの下へつきぬへてとめおき

引とくして結ゆへし大将の首なとハ右のとつかまに下にすく結

武者なとハ右に下からもかさりくのとつかまに二つつゝけへし

一 軍陣雑事 岡本記云ふんとりしこきしとらるゝハそのくひ

の一人の名を一人して取たるとなと取ちらをもし比手具足

以下をくしとりけるとゆるしなるに付人のめと縁られ人なれは下

とりてくひをハえてしてふんとり書とす中すあつし事なり

一 又云りくたさうに敵の名をかうあるへしそ付人ハ首に付る文へ出合

くへしと申合て陣傳文ハそつゆさしてなすすにをけしてつくへしは

まきし引上申しハ本ノ〳〵縁の名いて〳〵おくとよきなるゆめ〳〵不

可有故口傳あるへし

一 又云軍陣にて〳〵の紙のつゝひつきおそきもこれひくとも云石

傘のきゝらひてのまくし秘事なり

一 又云陣に大将人に敵して参りたる時くとかしとて八太刀たとよく

ともへし彼国へ入ときれしまいきこえ候と一段のかくごと
一 又云くひとをたつしへ敵より北へむけて敵へ吹べし是くひたちへの
時のならし一段の実候秘事なるべし吉凶の習有り
一 又云貝吹きて敵する事早ニ（ツクバフ）吹べし自然へ出すとし
多くて敵する時ハ後へハひとをつかはして吹べしめしの秘事口
伝有り
一 又云かいの吹やうハ無きて持ち入る事ありべしつゝにする口伝ハ
軍神軍天を勧請するなる故ハ四の軍ハ四天にて四方の守護
非のならし秘事口伝あるべし
一 又云貝の取やうしのより吹く方を人の前へあてて後へ秘口伝
一 又云貝の吹やうハ二ツ伺付て吹べし

一 又云貝吹て敵陣のより北西へ向て方をあてゝ吹べし是ハ吹人
と敵方なるへむかひせんためなる行に貝をとちらへよせてうけへ
一 又云貝を吹時ハ敵のかたへむけて吹べしハつれ吹方と北へ向て敵
へし勧るべき同し
一 又云合戦の貝の吹様のより吹出三ツ又ハ一ツ又ハ志きりに数
たつし吹へしよく心得べき伝来口伝有之
一 又云軍の時まて二ツの切所ハりてハ去る事の第一上第にせんけ
の法なれハ是をまもりにしてきるへし貴一の口伝之又云
同法ニ云切る事固ハ大事の合鐘ナハて白けしおくるる候
あつハ一定打死すへきしる時は進退ことにて捨る命をかくこと
人よもてせんちをもし時二ツのきりあいにて先陣桐ならむ合

鞠の時安留氏説進退に付て此間法あり口伝あるべく

一 出陣出書云矢ハ手のうちに大将より給ること

一 又云てうを引立て家をうち中門の妻戸の前にて下家してその後
南殿にむかひてえいをし後家の作りに従ふべしそれより紙んにて下案
し直して軍陣へ出る時ハ中門の妻戸より出ること

一 弓法和書云首板の廣サ八寸ありてさんを下にすへ足本のごとし是
上首をすへて実否を見せまいらせ大将の首にハ未実否せぬさあらハ
白布をかけて参るべし

〇

一 切腹人 諸出書ニ条しに腹を切る人を介錯する者ハ毘
布の筆にて結ぶべし（貞丈云こんぶの筆とハ如何なる物にや此事食ひし此如しと云）此かいしやくハ篠の葉あるる
べし篠の葉をかいしやくにハ此時ハ此いてわるし介錯者に忌むなり此縁
紙にとハ其の指にて持て包むもの口より取べし用ふべし（貞丈云此てしの事）
あやまりし包むのうちハ腹切る人のたちよりかゝりてうしろへ廻りハおしけ也式てうしへハ
引口と南口ありたるハ礼法の時表むきの実に介入るべきさ様にすへててうしへたる時
後の所にてれハ引口あるれハ南口のてうしを用る時一方をつゝきて引口のかたより用るあり
切腹人にも引口ありへ引口と見へし引口ありハ南方の一方ありのごとく包て見へし致する
まきうハ右手をさへおし左手をおしよせて切腹人の方ハたゞ手をさへおし右手とあし
よおし手をさへひのかて介を入るゝ介をおすくらハ其の目にもとを逆にすへ床
あるまゝ遠さくてへをし逆にくそあること（貞丈云此けのつきとおき人ハ右手に持左を
とをあるしおすよくきへとあれくとくそつるハおしひてけハ出ぬ事也）二動のまゝせへし
さてこそ介をハ二動の（貞丈云こんぶの筆と結びと二様の者ありまれ二動の事なりし）腹を切る時さそくへてよゝう
ふてハ立わるゝなり
て介をのよ手するに甘く候し又ハ其者の念とあらしさんにあるし

寛正の比南方より楠因幡人々上洛せしむる 貞丈云寛正の比とハ御年号也 明徳
之年楠正元因幡人と成りて上洛せし時みちにて若人のかゝへて其時の儀式
南朝北朝としるし楠ハ南朝の方也故南方といふなり
此時に行ふ者の例として其の儀しきに付西国代々先祖共へ伝ふ也
貞丈云此時後ハ切腹の文也名字ハ長谷名ハ宗久とも
六原にの前にて切て切る者ハ共に指揮せしか
ちんのうしろ扨手大口着すそしてきり烏帽子に諸事をと見へて
太刀ハりの色能切って甲士二万人まて総目付しと代々にハ是之と
云し

一 岩氏ろ法集云人々腹を切らんとする時の者のうしろに立て後より
者をとらへ鎧揃ハ其の右之切ふちに有しの打太刀よすへく 貞丈云前の
こと〳〵く
事と後ろと者のくむかふ所の者の右之方と左に組たて太刀に打ちを
打太刀のみちと及を寄して股かと堅にして者に当るをくらぶる也常に八ありにけり
候とていむ あらたまりしかの後ハふちまて打太刀の又後横に者の右一切也 貞丈云横
るまでなり

よくハ其の後しろ打太刀と横抜にして者に當るとくらぶる也 腹の左のかたより刀をさしあ
て切にて竪横に組み切らんするハ横に切り抜るなり
させて相伴一ツの刀にて扨むかひ返しより切かへすなり 貞丈云相伴ハ前
に云あひ手のものゝ事
しかのむ返しと云ハ腹をのぞいて立をさかに立て
相思ひ返しちゐ所に当て返しとて人々にさすなり 切りかけのよ殺しむかふる相伴ハ
立へし 然るにとふてとりくに二度にて合せて四鉢 貞丈云四鉢とハ竪横
合せて四度に返へし のまた
てよしされハちかの打太刀 貞丈云ちか打太刀とハ打太刀を
竪横にて入ますなり ふちのつけくる打太刀
思ひ返しの立人のひらくに立来 貞丈云ひらへ又たつてハ人々に立をさし
にる時に人腹とのさき見てよ立と
ひらへて居る時
之退と云也 常よりもハ是なし 貞丈云者のよ者の右之切但ハ割の者右
切しとも云也 又是ハ右より者の右之切といむ
之者の右一切ハ割の者人々切しとも云也 又者と切人にハ二鉢の手前する打かけ
二ツくミ分て出しし一ツかけし付まて二変にの手前する合せて四変しこれハ右より
かけ付二つくるみて出るをとりむし又一変にて
て二変の也を忘れしりくし一変にて二変にのなへし

一 又云頸斬る時の首皮のつる麻打よ出る 其の害すへきへの
首皮をくひるみを斬りまて目毛とうしろへちして是をもて是とかく

ちよし又年比より候切付しおもとハ在所をしるへして出
へし出度事しハ川出候
一 又火事有之時の引出しのゝ外の方へ出る方と存して出し
きとうしろより出候

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan